

第六十三回
参議院内閣委員会會議録第六号

昭和四十五年三月二十六日(木曜日)

午後二時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 西村 尚治君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
足鹿 覺君
上田 哲君

委員 源田 実君
佐藤 隆君
柴田 栄君
玉置 猛夫君
長屋 茂君
山本茂一郎君
山崎 昇君
峯山 昭範君
片山 武夫君
岩間 正男君

國務大臣 荒木萬壽夫君
國務大臣 山中 貞則君

政府委員 内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 青鹿 明司君
人事院事務総局管理局長 茨木 広君
總理府人事局長 栗山 廉平君
宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室經濟主管 並木 四郎君
行政管理局行政監察局長 岡内 豊君
農林省農地局長 中野 和仁君

事務局側

常任委員会専門員 相原 桂次君

説明員

農林省農政局参事官 岡安 誠君
通商産業省通商局長 楠岡 家君
労働省職業安定局長 保科 真一君
局業務指導課長

本日の會議に付した案件

○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○國際機關等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、行政の簡素化及び合理化を促進するために、許可、認可等の整理をはかつてまいりました。が、さらにその推進をはかるため、さきに政府に

おいて決定をいたしました行政改革三カ年計画に基づき、計画的に許可認可及び報告等の整理を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

法律案の内容につきまして御説明申し上げますと、第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続の簡素化をはかることが適当と認められるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機關等において迅速かつ能率的に処理することを要するものにつきましては、処分権限を地方支部局長または都道府県知事等に委譲し、第四に、統一的に処理することが適当と認められるものにつきましてはこれを統合することとしております。

以上により、廃止するもの三十一、規則を緩和するもの二十九、権限を委譲するもの二十二、統合をはかるもの二、計八十四について、四十九法律にわたる所要の改正を行なうこととしたいたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(西村尚治君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○國務大臣(山中貞則君) 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案、國際機關等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案、両案を一括議題といたします。

○委員長(西村尚治君) 山中總理府事務局長の趣旨説明を聴取いたします。

○國務大臣(山中貞則君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案外一件につきまして、その提案理由及び内容

の概略を御説明申し上げます。

本年二月二十八日付をもって人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、今国会に別途提案されております労働者災害補償保険法の改正に对应し、国家公務員災害補償法等の改正を行なう必要がある旨の意見の申し出がありましたので、この申し出に基づき、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を作成し、ここに提案をいたしました次第であります。次に、この法律案の内容の概略を御説明申し上げますと、労働者災害補償保険法の改正法案と全く同じでありまして、その要点は、

第一に、障害補償年金について、障害等級第一級の年金額を現行の給与日額の二百四十日分から二百八十日分に引き上げる等、障害等級の第一級から第七級までの年金額を約一六・五%引き上げることとしたこと、

第二に、遺族補償年金について、遺族三人の標準的な遺家族に対する年金額を現行の給与年額の百分の四十に相当する額から百分の五十に相当する額に引き上げる等、遺族数の異なる遺家族についての年金額を平均して約一〇%引き上げることとしたこと、

第三に、現行では遺族補償年金の受給権者が希望する場合には、死亡職員の給与日額の四百日分に相当する額を一時金として前払いする制度が五年間、すなわち昭和四十六年六月三十日までの暫定措置として定められておりますが、実情にかんがみ、この暫定措置をさらに五年間延長することとしたことであります。

以上のほか、所要の規定を整備することとしたのであります。

なお、この法律案は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしたしております。

以上、この法律案について簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

近年わが国の国際的地位の向上に伴い、国際機関、外国政府の機関等に技術協力等のため派遣される職員の数が増大しておりますが、現行制度ではこれらの機関に派遣された職員の身分、処遇等に関する取り扱いが必ずしも統一的に行なわれていないため、種々の不均衡を生じております。

かかる現状にかんがみ、本年三月五日付けをもつて人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、派遣職員の利用を保護し、安んじて派遣先の業務に従事することができるよう、一般職の職員の国際機関、外国政府の機関等への派遣について新たに制度を設け、派遣職員の処遇の適正をはかる必要がある旨の意見の申し出がありましたので、この申し出に基づき、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案を作成し、ここに提案をいたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概略を御説明申し上げますと、その要点は、

第一に、各省各庁の長は、条約その他の国際約束に基づきまたは国際機関等の派遣要請に応じて国際機関等の業務に従事させるために、部内の職員を派遣することができることにしたこと、

第二に、派遣職員は、派遣期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、直ちに職務に復帰することにしたこと、

第三に、派遣職員には、派遣期間中、俸給その他の給与の百分の百以内を支給することができるようにしたこと、

第四に、派遣職員が派遣先の機関の業務に関し災害を受けたときは、公務上の災害を受けたものとみなして、国家公務員災害補償法による療養補償、障害補償、遺族補償等を行ない、国家公務員共済組合法による廃疾年金、遺族年金を支給する等のできるようにしたこと、

第五に、退職手当の算定については、派遣期間を職員としての在職期間として、そのまゝ通算することにしたこと、

第六に、特に必要があると認められるときは、派遣職員に往復に要する旅費を支給することができることにしたこと、

第七に、派遣職員が職務に復帰したときには、任用、給与等の処遇について、他の職員との均衡を失することのないように、適切な配慮が加えられなければならないものとしたことであります。

以上のほか、この法律は公布の日から三十日を経過した日から施行することとしておりますが、施行に伴う経過措置として、

第一に、現に国際機関等の業務に従事している休職中の職員は、この法律の施行の日に派遣職員となるものとする、

第二に、この法律の施行の日前に、休職等で国際機関等の業務に従事していた期間を有する職員の退職手当の算定については、当該期間を在職期間として通算する等の措置を講ずることにいたしました。

なお、この際、付言いたしますと、沖縄の復帰が昭和四十七年に予定されておりますが、復帰するまでの間、琉球政府との間に人事交流の計画が定められ、これに基づいて一般職の職員が同政府に派遣されることになれば、この場合にもこの法律を適用することを予定いたしております。

以上、この法律案について簡単に御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(西村尚治君) 両案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(西村尚治君) 次に、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○足鹿覺君 私は、総理府設置法の一部を改正する法律案中、同和对策事業特別措置法の期限延長に伴う部分について、総務長官並びに関係府当局に若干お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

長い期間にわたっていわれなき差別を受けた同和地区の同胞が、今回の同和对策事業特別措置法の成立を喜び、かつその成果に期待しておられるところはきわめて大きいと存するのであります。

いわれなき差別を受け、また経済的にもきわめて恵まれない状態のもとに、しかも住居その他悪い環境のもとで苦しんでこられたわけでありまして、この同胞に対しては、この措置法が大きく貢献することを私も期待をいたし、特に基本的人権の享有を保障する憲法の基本にのっとり、措置法の延長につきましては言うまでもなく賛成するものでございます。

しかしながら、この資料として御配付をいただきました関係予算は、必ずしもその裏づけとして十分とはいえない面もあるように思ひます。

あとで若干の問題を指摘したいと思ひますが、この同和对策事業の推進につきましては、政府の諮問を受け、これにこたえた答申案を提出され、それに基づいて長期計画が策定され、前期、後期五カ年ずつに分かれておると聞いております。

この長期計画の目標が妥当であるかといふことは容易に判定しがたい問題であります。この長期計画の問題とは別個に、所管閣僚大臣としての山中総務長官に、独自の御所見もあり、かつまたこの長期計画等に対してお気づきの点なり、御検討をなすた点もあろうかと思ひます。

それらの点について、全般的な御所見なり、御構想があらまするならば、この際承って、それから各項の具体的な問題に入りたいと思ひますので、その点よろしく御了解の上、御答弁をいただきたいと思ひます。

○閣僚大臣(山中貞則君) 私は、私どもが国会においてこのような問題を議論し続けていくということが、私たちの民族の恥である、あるいは申しわけない姿である、まず考えております。

私たちの国民の最も誇るべきものは、同一の言語、同一の民族、そして同一の文字、ここに一億の民族のバイタリティーの起源があると私は思ふのであります。その中に、たゞいま足鹿委員の述べられました、いわれなき差別を受けていると主張する人々を私たちはかかえておる、この現実を目をおおってはいけません。このようなことがなお解決されないまま日をむなしゅうしてしまふことは、私たちの日本の近代国家として、どのような国家が経済的に繁栄しても、少なくとも諸外国に対してもかっこうのつかない、申し開きのできない姿ではないか。もちろん、日本以外のアメリカにおいても、その他の国々においても、多数の問題をかかえている国なしとはいしません。少なくとも、私たちは日本の政治家でありますから、日本の政治の論議の中から、すみやかにこのような問題の処理が完全になされ、意識の上においても、現実の姿においても、何ら私たちの同一民族の中に差異のあるものがないという姿を、すみやかにつくり上げなければならぬと考えます。

そのような基本的な認識に立つて、私は就任直後、予算編成の立場に、倉皇の間でありましたが、当たりましたが、少なくとも長期計画の予算としては二年目、そして期限が切れてまいります協議会の存置問題につきましても、十分配慮をいたしたつもりであります。率直に申し上げますと、協議会の使命は、特別措置法が制定されて十カ年計画が策定されたことによつて、もう終わったのではないかという意見もありました。あるいは、いままで二年ずつ延長してきたのであるから、かりに延長するにしても二年ぐらいいつたほうがいいのではないかという意見もございました。しかし、私といたしましては、やはり前期、後期、計十カ年計画、その初年度がすでに走りだしておりますから、残りの五カ年計画の期間である四カ年、こういう期間は存置をいたしまして、そして特別措置法の生みの親であるこれらの人々の御助言と御指導を、その五カ年計画の進行中の予算はもちろんのこと、あらゆる行政上の実

際上の予算の使い方、あるいはそのあり方のよしあし等について率直な御指導、御助言を賜わることが、国家のために私はいくことだと判断をいたしました。いろいろの意見もございましたが、私の判断で、長期計画の前期の五カ年に合わせて残り四カ年の延長をきめたという次第でございます。

後ほどごまかな質問がございましょうから、まず初めに私の決意あるいは考え方、政治家としての自分のとらえ方というものを話させていただいた次第でございます。

○足鹿覺君 資料をいただいたのがきょうでありまして、私もよく最近の実態を把握しておりますが、同和地区の全国の総数は三千五百四十五地区、世帯数が地区全体で三十九万三千、同和関係が二十六万二千三百四十三、人口が地区全体、これをAとしますと百五十九万九千三百七十、同和関係、これをBとしますと百六万八千三百二二となっております。これらの混住率、A割るB掛ける一〇〇の混住率を出しますと六六・八％ということになっておりますが、総理府にお願いしたいのは、業種別世帯人口、業種別世帯がどうなっておるか、また、その人口はどうなっているかというようなものがありましたら、この際御発表いただけないでしょうか。

○政府委員(青鹿明司君) 四十二年度に調査をいたしておりますが、その結果を申し上げますと、ただいまわかっておりますのは、一次、二次産業別にどういような就業構造になっておるかというところでございます。一次が三一・八、二次が三二・九、三次が三五・三というふうになっております。それから職業別に見た場合に、これはいわゆる全体を一〇〇にいたしました、農林漁業関係が三二・一、生産運輸関係が四〇・九、販売サービス関係が一七・一、事務関係が九・九ということになっております。

○足鹿覺君 わかりました。そこで、まず最初に一つの問題点として大臣に御所見を承りたいのでありますが、問題は、この

十カ年長期計画が達成されたといえども、非常に微妙な問題を含んでおります本問題につきましても、この予算対策が最大の成果をあげたといえども、要はわれわれ国民が、この同和地区同胞の問題について、全くすべての国民が一体感の認識を持つということにあると思うのであります。そのためには、現在全国的な運動の推進体として解放同盟という全国組織もありまして、他にもいろいろな組織のあることも存じておりますが、それらの人々の方針等はまた別個の問題として、環境改善という方向、このこと自体に私は間違いはないと思っております。しかし、農村地区に多く見られるのは、一地区に集団生活を営んでおる。それがまた一つの村も出ず微妙な雰囲気を感じさせるのではないかと、いかように環境を改善いたしまして、したがって、大都市において、たとえば京都市等の実情を見ますと、散居的な、もうばらばらの居住をしております。全く外観的にも全然気づかない。また、地域住民も何らそういうことはとんちやうしておらない。私は、そういう状態が本来の姿としては、政策目標としては正しいのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして、そういう点で、現在の主として都会地外の地方における環境改善というものを進めると同時に、住みよくすると同時に、その子弟に十分教育を与え、適所適材で、漸次他の職場へ移り、そうして散居していく。こういうことが政策目標なり、政策の立て方として、一応考えてみなければならぬ点ではなからうか、こういうふうに思うわけでありまして、この点は私の考えが間違っておれば御指示をいただきたいと思っております。そういう点につきましても一つの考え方、政策のあり方の基本として、大臣の御所見がございましたら、ひとつお聞かせをいただきたいと思

○国務大臣(山中貞則君) 結論から言いますと私同感です。たとえ十カ年計画で環境改善その他に重点を置いた予算措置、行政措置がきわめて満足すべき成果をあげ得たと仮定をいたしましても、問題は、人の心の問題というものを金銭や行政で解決することは不可能だと私は思います。これには閉ざしているほう、あるいは閉ざされていると思ふほう、いずれにしても、そのとびらが相互に何の障害も存在しないんだという気持ちの問題に私は帰結するのではなからうかと思っております。その意味では居住形態としても、すべての人々がすべての同じ民族として、心も居住地区も、一切が混然として解放されて、そこに何らお互いの間に差異感というものが存在しない民族にならなければ、私は、冒頭申し上げましたように、私たちの国家として申しわけのないことであり、恥ずかしいことである。したがって、これはすべての国民が、自分たちのこととして考えるべきことであって、しかも国民が考えて、そのあとは何にも考えない状態になっていくということが私は理想だと思っております。考える必要のない社会、そういうものに私たちすべての政治家が努力していかなければならぬと思ふます。私はもちろん、当面の各省庁の統括いたします主管大臣として、そのような心組んで進むつもりでございます。

○足鹿覺君 そこで、資料としていただきました予算書の三ページをひとつごらんをいただきました。私の関心の深い農林省所管の農山漁村同和対策事業費、それに関連することについて伺いたいと思ひますが、主たる事業は基盤整備事業にあると聞いておるのであります。またその同和地区における基盤整備事業の基準につきましては、従来の基盤整備基準とは異なつた基準がとられておると聞いておりますが、それはどういうことでありますか、明らかにしていただきたい。

○説明員(岡安誠君) 農林省関係の同和対策事業につきましては、予算の計上のしかたをいたしまして、総合助成といえますか、メニューを示しまして、同和地区の御要望の費目について助成をするということにいたしましたので、なるべく個々の地区の御要望に沿えるようにというふうに考えて実施をいたしておるのでございますが、事業の大体のメニューは三つございまして、一つは

生産基盤の整備に関する事業というのがございまして。この中に、いま先生のおっしゃいました土地改良関係の事業が入っております。二番目は、共同利用施設といえますか、その関係の施設の設置、近代化のための事業でございます。それから三番目が、それらに入らないところの事業ということで運用をいたしておるわけでございます。

○足鹿覺君 そういふことでは困るのです。もう少し生産整備事業の同和対策費対象の施行基準といひますか、そういうことを聞いておるのです。

○説明員(岡安誠君) 同和対策事業の中の土地改良につきましては、大体まあ同和地区というものが、相当、規模が必ずしも大きくないといふこともございまして。それから、先ほどお話がございましたとおり、大体まあ密集して住んでおるといふこともございまして、ほかの一般農家も混入しておるといふことを考へまして、大体私ども考へておりますのは、同和の対象農家が十戸以上いるといふことを限度にいたしまして、ただ地区を採択する場合には、同和の農家がその地区で五〇％以上を占めているといふことを一つの前提にいたしております。さらに土地改良いたします場合には、その土地改良の受益の面積が二ヘクタールといふことを下限にいたしまして、それで事業を実施いたしておる、かように考へております。

○足鹿覺君 その二ヘクタールというのは、一地区集団をしておる地区をさすのでありますか、相当の距離があつても一団地とみなすのでありますか。

○説明員(岡安誠君) 原則として密接な関係を持つ地域というふうにいたしまして運営をいたしておるわけでありまして。

○足鹿覺君 従来の災害対策の復旧の場合におきましても、いわゆる連続して一定規模以上といふものの解釈におきましては、大体五十メートルといふようなことが昔からいわれてきたが、その運用の弾力的な活用によりまして、あまり距離に重

きを置かないで、山間地等においてはこれを適当に処理した事例はたくさんあります。問題は、そういう二ヘクタールというものの集団の状況というものが、判断が非常に大事になると思うのです。元来この地区の人々は極貧の人です。戦前私どもが農民運動をやった際に、一番組織率の高かった地区であります。それはなぜかというところ、戦後になって、仕事もほかの仕事もできるようになって、だんだん土地を求めておられますが、あまりいい土地ではありません。しかも賑々と、遠距離のところをあらちちに分かれて所有して、総合して一定の面積に達しておる。一つの団地の形式は散在しておる。従来いたがられておった、そういう立場から、歴史的にそういう経過があるわけでありまして。そういう実態を踏まえていかなければ、法の活用は私にはできないと思ひますが、二ヘクタールと限定された理由はどこにありますか、薄弱ではないですか。

○説明員(岡安誠君) 距離等につきまして、いま災害復旧等の例をお話しがあったわけでございますが、私どもは、土地基盤の整備につきまして、やはりその事業を、それぞれによりまして関連性というものがあつたというふうに考えております。したがって、基盤整備事業を行ないます際に一体として考え得るようなものにつぎましては、ある程度距離がありまして、これを教うというようない弾力的な運用は加えるようにいたしております。

○足鹿覺君 農地局長にお伺いいたしますが、一つの事例を申し上げますと、私の出身県であります鳥取県に千代土地改身区というのがございまして、これは約六百町歩の国営の県営委託工事で、すでに着工しておる地区であります。同地区の人々が負担にたえかねるということで、これがまだ十分全地区完了しておらないのであります。ところが、その工事を進めていく一般地区内に同和地区内の人が耕地を所有しておるわけでありまして、いわゆる普通の基盤整備事業地域内に耕地を

所有しておる。そこで、かりに二ヘクタールというものを、まとめた地域で同和対策事業が行なわれると、これには三分の二の国庫補助が行なわれ、さらに残る三分の一は起債になって市町村がまかなひ、これを交付税の対象として、地元には、同和地区の住民は負担がなくてもやれると、こゝういふ条件が普通土地改良地区と異なつてくるのであります。といたしますと、いわゆる耕地が散在して同和地区の人が持つておられるのは、これはどうなるのであります。もしその人々が補助率を同和地区並みに、いま申し上げましたような補助率を属人主義によつてつけられるならば、これは喜んで、いままでちゅうちよとしておられた人々も一般基盤整備に同調し、工事がスムーズに進んでいくでしょう。ところが、あくまでも農林省が従来の方式にとらわれて、属人主義でいくのだと、また、いまの岡安参事官の御説明によりまして、同和対策の土地基盤整備は、二ヘクタールという一つの属人主義でいくんだ、こゝういふ方針だと、散在して普通の基盤整備事業地域内における耕地所有の同和地区出身者は恩恵を受けることができないということになります。したがって、この際属人主義と属人主義に弾力的に運用をされまして、そして一般地区もスムーズにいふし、また同和地区の人々も貧困なるがゆえに負担にたえかねないということがそれによつて救われて、お互いが面立していくような運営にいくことが好ましいと私は考えるのであります。この点について、農地局長、いかがでありますか。

○政府委員(中野和仁君) 同和対策につきましては、ただいまの先生のお話、お話しとしてはよくわかるわけでございます。と申しますのは、具体的にあげられました先生の地元の補助整備事業につきましても、この地区を見ても、一般の地区としてやれるところが三分の二で、同和対策事業としてやれるところが大体三分の一くらいあるようでございます。そこで、同和対策事業としてやる分につきましては、お話のように、三分の二の補助率で特別の事業をやるといふことで、それで済

むわけでございますけれども、あとのほうをどうするか。それは、ばらばらと同和の方がおるわけでございます。そこで、それでは属人主義で補助率を引き上げるかということになります。これは同和対策の特別措置法によりまして、別に対象地域を指定しているようではありませんけれども、申請で一つの地区をきめてやるということとは別の考え方になるわけでございます。いわば一般の土地改良事業の中に同和の方がおられた場合には、その人に、あるいはその土地に着目しまして、それだけの補助率のかさ上げをするというふうな問題になつてこようかと思ひます。そうしますと、先生のお気持ちはわかりましたけれども、やはり一つの制度として、新しく関係各省とも相談をしなければならぬ問題かというふうにも受け取れます。なおひとつ勉強をさせていだきたいというふうに私は現在では考えるわけでございます。

○足鹿覺君 そうしますと、現在の段階では、私が指摘したような普通基盤整備事業地域内における散在しておる耕地については、普通補助率でいく以外にはない、しかし道理はよくわかる。何かそこに隘路があるならば、その隘路を打開しなければならぬ。ことしの場合でも、米の生産調整で、通年基盤整備事業の施行等の問題もさつそく出てきておりますが、これらにひつかかることはないでしょうか。大蔵省とさういふ点で打ち合わせをされなければ、農林省の判断だけでは——これは、私が指摘したような、どちらかスムーズに、円滑に、円満にいくことが好ましいと私は思ひます。またその同和立法の趣旨からいって、農林省の既存の属人主義だといふ、そういうからに閉じ込められたんでは、法が私は死ぬかと思うのです。生かしてこれを運用することが政治の要諦であるというところがある。事務的な限界においてどういふところがむずかしいんだ、ではこれはどうすればいいんだと、事務局の最大の限界でけつこうでありますから、山中長官もおいでになつておりますし、それらの点について隘路があるなら

ばこれを打開していきたい、私はかように思ひますから、その点率直に述べていただきたい。○政府委員(中野和仁君) 先ほどもちよつと触れましたように、この同和対策の特別事業は、一つの対象地域、同和の方々の濃密な地域ということになつておりますが、それを対象にしての事業でございます。したがって、それについては特別な助成があるわけでございますが、それ以外の地域につきまして同和の方々がまじつておる場合には、その補助率を上げるということになります。問題は二つ出てくるかと思ひます。一つはその対象地域をなるべく広めてやるかということ、これは別な問題。それとは別に、この今度の特別措置法は別な考え方、あるいはその法律との関連をつけますか、その辺は私にもよくわかりませんが、属人的に補助率を上げるという問題になつてくるわけでございます。そうしますと、個人の負担を伴う事業——これは農林省だけであるか、あるいはほかの省にもあるかともわかりませんが、今度の同和対策のものの考え方を、一つの地域を対象としての事業というのではなくて、個人を対象といふまいやうか、属人的な事業、属人的に補助率を上げるという問題に変わつてくるわけでございます。かなり検討しなければならぬ問題を含んでおるといふふうに私考するわけでございます。

○足鹿覺君 大臣、いまお聞きのとおりでありまして、法の精神からいたしまして、あとで労働省所管の問題等についてもこれは若干問題を指摘したいと思つておりますが、やはり属人主義的ないろいろな、育英関係もありましようし、就職の促進対策費の新しい項目も出てきておりますし、属人主義的な方向をとることも間違つておらないと思ひます。大体さういふ方向で進められておる。ところが、この農地の場合は、混入率が問題になりまして、二ヘクタールの中にとえは若干普通の他地区の人がおつても、高い補助率を受けるといふ恩典も、これは否定できないわけですね。属人主義のこれは矛盾だと思ひんで、これは非常

といつて、その人だけに補助率を高くしてはたし
 ていいものだろうかどうだろうか——よその地区
 ですよ。ということは、同和事業として指定をさ
 せない地域について行なわれる土地改良事業等
 ついて、その中に何人かの人がおつた場合に、そ
 の人が所有する反別にかかる負担だけが高率の三
 分の二で実質負担なしということは、かえつてい

いただきたいと、かように思うのです。これは別に法律でも何でもありませんから、ある程度可能な点であります。それでもなお——混入率を緩和し適用範囲を拡大してもなお救えないというような大きな事例が出てまいりまするならば、これはまた別途に検討していかなければならぬ場合もあるかと思いますが、とにかくこれはそういう

がこのようなケースで、ボーダーラインぎりぎりに乗るはずのものが落つこちておるとかなんとかという弾力性ですね、そういう問題は、当然法律というものは人間がつくって、人間が運用するものでもありますから、そこらの弾力性等の幅の中に入り込める問題であるかどうか、ここらは計数ごとにによって、地区ごとによって違うと思いますが、足

てまいりたい。かように思います。

○足鹿覺君 もう一点労働省所管の問題につきましてお尋ねをいたしますが、長期計画の策定方針に關する意見の中で、「学卒者の就職状況の改善」充實をはかるために、同和地区出身者の就職業種、待遇、職場定着性等について調査し、これが対策を講ずること。」ということが述べられてお

対策関係予算案「一覧表」というのが配られております。私はきょうこれを見まして感ずるのであります。昭和四十四年度と昭和四十五年度の予算の総額が四十二億三千七百四十万とっております。全体的に見まして何となく私は少ないように思ふのであります。昨年の七月に同和対策の長期計画ができました。きょうとまあ初年度であります。青空真の段階であるということもあると思ふのであります。けれども、全体といたしまして少ないと思ふんですが、何となくほかに、この予算表以外に各省庁でほかにあるのかどうか、一ぺんこの点お伺いしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 目立つものといましては、建設省の住宅関係でワグが一応内ワグがございまして、その金額はおおむね六十億程度と思ひます。

○山田昭範君 そりいしたしますと、その六十億、それ以外に私は起債等もあるんじゃないかと思ふのであります。そういふふうなものを含めましても案外全体として少ないのじゃないかと、こういうふうに考へます。実は私が調べました大阪、奈良、和歌山、兵庫等の予算を見まして、大阪府は昭和四十五年度で九十六億四千三百四十万とあります。そのほか小さな和歌山県でも四億八千万円というふうに出ております。こういう点から見ましても、うんと力を入れていただきたいたい、このように思ひます。

それから次に、先ほどちょっと問題になりました同和問題を解決するためには、やはり先ほどちょっと話がありましたけれども、同和地区というのを掌握するといひますか、把握するといひます。私が私には大切じゃないかと思ひます。現在、先ほどの答弁等によりまして、従来調査が行なわれて、それに基いていろいろな答弁もなされておるんじゃないかと思ひます。私が調べましたところを見ますと、昭和三十七年とそれから四十二年に行なわれたものであります。この調査の結果を見ましても、ちょっと食い違いがあるようであり

ます。この辺のところについて、なぜこういうふうな食い違いが出てきたのか、また、どういふふうな調査をやったのか、できまして説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(青鹿明司君) 御指摘のとおり、三十八年の一月一日現在と四十二年の一月一日現在、二回調査をいたしております。前のほうは同和对策審議会——いまの同対協の前身でございますが、同和对策審議会が都道府県に委託をいたしまして実施したものでございまして、このときの調査は全体として同和对象地区の概況の把握をするということを中心として置いたものでございまして、調査いたしましたのは、世帯数、人口、混住率、それから同和地区数といったものを調べております。それから四十二年の調査は、今後施策を実施してまいります基礎の資料といたしまして、事業実施の必要がある地区を把握するということに主眼を置いて調査をいたしております。同様、世帯数、人口、就業者数等を調べております。

それで違ひがございまして、一つは人口構成でございまして、三十八年と四十二年を比べて約四割の人口の減少となっております。それから地区数で申し上げますと、四千六百六十地区が三千五百四十五地区になっておりまして、一四五五低くなっております。これはなぜ減つたのか必ずしも事情が明らかでございませぬけれども、ただいま申し上げました三十八年の調査は、ともかく全体として同和地区の概況を把握するということに主眼を置いておりますけれども、地区の全部を網羅的に調べた四十二年のときには、どちらかと申しますと、事業実施といふことを主眼に置いたもので、小さな規模の地区が対象から除外されておるという事情が一つあるんじゃないかと思ひます。それから同和对象地区の問題でございまして、御承知のとおり歴史的、社会的な背景を持った問題でございまして、逐次、社会情勢一般の変動とともに、あるいはいわゆるはつきりした区別が観念的にも消滅し、実態的にも解消していくというふうな事情があつたのではないかと思ひますが、

必ずしも、この地区数の減つた理由は、そのために調査をいたしておりませんので、いづれ私どもも推察いたします。そういふことではないか、かように考へております。

○山田昭範君 三十七年の調査のときには概況を、四十二年のときには一応施策をやるということとで調査されたといふことではあります。三十七年の調査では同和地区の地区数は四千六十で、四十二年には三千五百四十といふふうになつております。また人口にいたしまして、三十七年の場合は百一十一万三千であるのに対して、四十二年のほうには百六十八万八千人といふふうになつて減つております。この差は、やはり都道府県の調査のときのいわゆる国庫負担率とか、いろいろな問題とからんでくるのじゃないかと思ふんですが、その点どういふふうに理解したいかという点一つ。

それから具体的に、この昭和四十年八月の審議会の答申によりまして、たとえばいろいろな結果のほうには地区が存在しないことになつておりますけれども、その前の調査では東北地区にもそういうふうな地区がある。また福島にもあるんじゃないか。また別途の情報によれば、福島においてもさらに多くの地区がある。また山形、宮城、岩手にもそういうふうな地区があるといふことが確認されているといふように、この記載されてあります。そういうふうな点考へてみますと、やはり昨年のこの同和对策事業特別措置法が実施された時点以後においては都道府県の考へ方もずいぶん一歩前進しているんじゃないかと思ふんですが、そういうふうな面におきましては、当然この実態調査といふのをやはりやる必要があるんじゃないか、私はこういうふうに思ひます。この点いかがでしよう。

○国務大臣(山中貞則君) 確かに特別措置法が制定をされて、その法律に基づいて予算その他で補助率のかさ上げ、その他特別な手当を国がする義務を負うといふようなことが明らかにあります。

それから、各都道府県あるいは地方自治体全部ですが、同和地区、みずからの行政区域内にある同和地区に対する、事業に対する見る角度が違つてきたことは確かに間違ひないと思ひます。そこでいま四十二年以後も、特別措置法がございまして、さらに各府県の申し出、あるいは地域を通じて、それぞれ補完についての申請なり調査なりが行なわれておるわけであります。それだけの補完措置は適宜なされておるわけでありまして、四十五年までに、ことしやるということまではまだ考へておりませんが、特別措置法に基づく十カ年計画の前期五カ年の三カ年ぐらいの計画が進捗したあたりを見計らいまして、それは現実にとこの府県でも大体どういふ事業をやればどのくらい負担で、逆に地方から言ふとどのくらい負担で済むかといふような意味も確かに裏ではありまして、うから、そういう事業の進捗状況を見て、もう一ぺんやはり大々的な一斉調査といふようなものを考へてみようかと思つております。それによつて進行中の計画をさらに進捗に、もしくは広くして、実態に即するよう、悔いのないものにしていかなければならぬだろうと考へておる次第であります。

○山田昭範君 それからもう一点お伺いしておきたいのであります。同和对策審議会、三十五年の八月にございまして、それぞれ二年間、一年間と延長になつております。今回も昭和四十一年で、たか、協議会がございまして、一回二年延長になつたわけでありまして、そしてそれぞれ同和对策のいわゆる意見書のようなものが出ておるわけでありまして、昨年この同和对策長期計画が策定され、実施の段階といひますか、こうなりまして以後は、そういうふうな計画をつくるまでの協議会とはちょっと性格が変わつてくるのじゃないか、こういうふうに思ふんですが、この点いかがでしよう。

○国務大臣(山中貞則君) 性格と申しますか、実際上こちらのほうで協議会にいろいろと御相談を申し上げたり、御意見を伺つたりする内容が違つ

てくる。具体的なものを踏まえながらその進行状況等について、あるいは進捗の実態等について御批判なり、御意見なり、あるいは私たちが参考にしてやうなところがいいと思われれること等を相談してまいりますので、いままでは主として特別措置法がはつきりと国の方針として明確になるまでは、国が同和事業に対して姿勢を明確にするべきである、態度を明らかにすべきであるという角度からの御意見を主として拝聴しながら、法律も生まれる結果を招来したと思うのでありますけれども、これからはむしろこちらのほうが御意見を伺い、事業の進捗にあやまちなきを期していくという形に内容が変わっていくだろうと思ひます。

○山田昭範君 それからもう一点であります、この長期計画を見ますと、非常に何となく抽象的でありまして、各省庁、ずつとずいぶん書いてあるわけでありまして、これをまとめるのは相当たいへんなことじゃないかと思うのであります、具体的には総理府の中にいろいろな仕事を推進していくような機関を私は設ける必要があるのじゃないか。現実にはいいと思うのですが、そこら辺のところはいいかと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 「色男、金と力はなかりけり」というわけじゃないのですけれども、私のところはすいぶん各省に行政事項がまがたがたいて、しかも政府として、国として姿勢なり方針なりを一定の形で進めていかなければならない必要性のあるものをすいぶんたくさん預かっているわけですね。これを逆に言いますと、たいへんたくさん仕事を私のところで総括的に所掌させてもらっているようにありますが、実際上の事業について、事業費なりあるいはまた事業の行政面なり、私の役所にはあるかと申しますと、これは皆無に近い。どうしても、これは各省のそれぞれが主管省が行ないます独自の仕事の中に、国の法律で定められた特別措置法の趣旨と目的とをとりつぱに果たすような方向に調整していかなければならぬという役目を、目下のところはそれしかありません。しかし、これを私のところで、建設なり厚生

なり労働なり、それぞれの役所から人間を持ってまいりまして、ここに集めて、一カ所でやると申しまして、やはり建設省の住宅は建設省の中でやっていただいて、その中でワクを設けたり、あるいはそれらの企画なり実施のあり方について、総合的に私のほうで調整をとっていくということしか実際上あり得ないのではないかと考えまして、かりにそれをつくつてみても、屋上屋を架したような形になって、結局は、いたずらに行政機構がこんがらかってしまふのじゃないかと思ひます。私、人にもよるでしょうけれども、いろいろのそういう性格のものを預かっておりますが、各省のことをお預かりして、わづらわしいという気持ちには私は実は持つておりません、私の手元に預けられました以上は、単なる調整機能という、預かっただけでなくて、自分が預かってみておかしいと思う、あるいはこうあるべきことがなされていなくて、それらの問題を、むしろ預けられたことを奇貨としていろいろはおかしいのですけれども、その立場において、積極的に各省庁に協力なり牽引力となつて進めてまいらるつもりで、交通対策その他いろいろと馬力を発揮しているところでありまして、この同和問題についても、私のほうで積極的に各省の協力を前提としてイニシアチブをとつて、悔いなきを期してまいりたいと思つております。

○山田昭範君 同和の問題についても一点お伺いしておきたいのであります、当然この協議会には、これから五カ年でありまして、長期計画と比較いたしましたあと四カ年間足りないのではありませんが、私は当然いま長官の語にありましたような面から考えますと、やはりこの長期計画に沿つた機関で協議会が必要になつてくるのじゃないかと思ひます、この点はいかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) 先ほど足鹿委員にもお答えいたしましたけれども、今回四年延ばす法律を提出するにいたしたとしても、協議会の設置目的は、特別措置法が制定され予算の十カ年計画がおおむね目的を達した今日において、もう目的を達した

ものとして、存続する必要はないではないかという、これは一部の議論ではありませんが正論だと思ひます。協議会設置のある意味の趣旨からいって正論であると思ひますけれども、相当に強力な意見もありました。あるいはまた、二年でいいじゃないか、いままで二年ずつだったのだから、という意見もありました、重複は避けたいけれども、五カ年計画の達成の期間の少くともお目付役といひます、指南番としてぜひ残してほしいという趣旨でございまして、最終的に決断いたしましたというところが趣旨でございます。

○山田昭範君 同和問題は以上で終わりました、輸出会議の問題について一言だけ質問をしておきたいと思ひます。

今回の設置法で輸出会議が貿易会議になるといふこととありますが、この輸出会議を貿易会議に改める理由なり、そこら辺ちよつと聞きたいのと、それからもう一つは、提案理由を読んだ見ますと、発展途上国との貿易がかなり前面に押し出されていくわけでありまして、いろいろふうな点についてどういふふうな、現在発展途上国との貿易の状況、それから依存度ですね、それが現在どういふふうな点になっているのか、また輸出会議を貿易会議に改めることによつてどういふふうな状況になるのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○説明員(福岡豪君) 御質問の第一点でございますが、貿易会議へ改組する趣旨は、その背景でございます、現在の輸出会議は、御承知のように、内閣総理大臣はじめ閣僚の各大臣、それから日銀とか輸銀、それから民間の業界の代表が構成員となつております。それと一体となりまして、輸出の目標その他基本的な、かつ重要な輸出の施策に關しまして検討する場所となつております。それで産業別輸出会議としまして十二の会議がございまして、さらに全体を総合するということになつております。で、今回特に貿易会議にいたします趣旨は、最近の情勢の変化に應じて、輸入と

いうのが非常に大きな問題になつてきたのでござい

ます。先生ただいまおっしゃいました発展途上国と日本との片貿易が非常に目立ってまいりました、日本の貿易を伸ばします場合には、輸入もあわせて考えませんと輸出が伸びないという状況でございまして、それからまた、日本経済が大型化してまいりますにつれて、今後輸入をどういふふうに入源を求めらるにはどういふふうな安定した輸入源が非常に大きく浮かび上がつてきたわけでございます。かような問題をあわせて検討することなくしまして貿易振興を論ずることは非常にむずかしくなつた次第でございまして、今回輸出会議とあわせて輸入会議を設けさせていただきたいというのがこの趣旨でございます。したが

いまして、貿易会議におきましては、従来の仕事に加えて、輸入についての、いわゆる開発輸入とか、輸出の長期的伸張を確保するための輸入といったような問題も御検討いただきまして、その対策を御審議いただくという趣旨を私どもとしては期待しております。

ますが、ごく大ざっぱに申しますと、日本の発展途上国との貿易は、一九六一年には六億二千万ドルの出超でございました。六八年には十二億七千万ドルという大きな数字になってまいりまして、やはりこのマイナスを日本としても縮めていくという形をとりませんと、つまり、輸入をふやすことによって拡大均衡をはかりませんと、発展途上国への輸入が伸び悩んでいくというふうになるわけでございます。

○山崎昭範君 この問題につきましては、時間もありませんので、また次回の通産省設置法のお伺いすることにして、私の質問は以上で終わります。

○岩間正男君 法案の審議の問題もありますが、私は、山中総務長官が新任された。したがって、基本的な政治姿勢の問題を含めて、この際お聞きしておきたい。何せきょうは初めての質問でありますから、そういう点も含んで御答弁願いたい。

大臣に私は公務員制度についてお聞きしたいのですが、現行の公務員制度について総務長官はどのようなふうに考えておられるか、この点あらまじでいいですか、御見解を述べていただきたい。

○国務大臣(山中貞則君) 公務員制度につきましては、人事院の勧告というものを補完いたしておる機構があるわけでありまして、わが党内閣であります。遺憾ながらその保障、身分の補完関係の勧告につきましては、昭和四十四年度予算まで完全実施をしております。その実績のありましますことは、担当大臣としてははなはだ遺憾に思っております。昭和四十五年の見通しにつきましては、各省の給与予算の計上あるいは予備費の二億増の實現等々、完全に五月から実施する、人事院勧告の完全実施に對する予算も組んでございます。かりに予備費等において、途中で災害その他予期せざる支出があつて、人事院給与の完全実施が困難であるような財政状態に現在の経常予算の中であつたと仮定いたしましたとしても、昨年の官房長官談話にありましたごとく、ど

んなことがあつてもその完全実施の線は昭和四十五年から貫徹するという方針においては変わりはないと思つて、現在のあり方、制度そのものについての批判はいろいろあると思つて、人事院の国家公務員の身分を保障する役目についての政府の対応する姿勢は、たいへんおくれましてけれども、昭和四十五年からきつとした姿勢をとることが出来る。そのことはたいへん当然のことであるけれども、私はそれのことしからいいのだ、正しい状態にことしから到達できるのだと思つておる次第であります。

○岩間正男君 公務員の待遇の問題についてお答えいただいたわけですが、私は公務員制度全般に對しての見解をお聞きしたかったのです。しかし、これは時間の関係から、そのうちに聞くことにします。

それから、公務員の性格として長官はどういうふうに考えておられるか。これは待遇問題とも深い関係がある問題ですから明らかにしてほしい。公の奉仕者という言葉を総理は言われておりますが、一体、これは主権者国民に對する奉仕者なのか、あるいは国家権力に對する奉仕者なのか、この点、これは明確にしておく必要があるのじゃないか。この点いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん、主権者たる国民全体に對する奉仕者でございます。

○岩間正男君 最近、そういうたてまえにはなつておるが、国家権力の支配が非常に強硬になつてきているのじゃないか、こういうことが指摘されるわけですが、さらに公務員の性格としては、公の奉仕者であると同時に、一定の給与を受けて生活をしている労働者であるという性格を持つてゐるわけですね。したがつて、その点から考えれば、憲法に保障される基本的な人権といふものは、これは尊重されるべきだと思つてのではありませんか、これについてどのようにこれは尊重されておられますか。

○国務大臣(山中貞則君) 先生の御質問の伏線がどこにあるかわかりませんが、私は、国家公務員として、ただいま申しました人事院勧告の完全実施なりその他を考へまして、国家公務員が国民全体の奉仕者である立場が、反面において不当に冷遇されておる、あるいは特定の権力に奉仕することを余儀なくされておるというふうには解釈いたしておりません。

○岩間正男君 これも現状分析をしてもっと詳しくやればいいわけですが、最近の傾向、これについては、これも時間の関係で後日に譲ることにします。

もう一つの問題ですが、憲法との関連ですね。これも明確にしておく必要があるのじゃないかと思つたのです。つまり、憲法を、国家権力の支配のもとにあつて、さて、憲法を守る立場と同時に、公務員としては、これは憲法においてもそういうようなことが規定されているわけですね。これが、かりにこの問題を抜きにした場合、非常に矛盾を感じるわけですが、これはどういふ道を選ぶか、公務員として、この点も基本的な課題としていかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) どうもよくわかりませんが、憲法は国民全部がひとしくその地位のいかんにかかわらず守るわけですし、国家公務員は国家公務員として、關係は關係としてそれぞれの立場において憲法に従ふことは言うまでもありません。しかしながら、公務員であることが憲法を順守し、憲法を守ることと違反するといふようなことが、どのようなケースにおいて指摘されておるか存じませんが、本来国家公務員であることの事務そのもの、あるいは日常の国家公務員としての行政事務そのものについては、憲法に違反する行政事務といふものを強制しておるものでは原則としてない、私はそう思つております。

○岩間正男君 これも原則問題の、非常に荒っぽい議論になるわけでございますけれども、たとえば憲法の平和条項あるいは基本的、民主的な権利の条項です。こういう問題で、最近非常に抵触が起つてくるわけですが、公務員がこの矛盾で苦しんでゐるわけですが、この場合にどちらの道を選ぶ

かという、やはり議論が非常にあるわけですね。しかしこの問題、これやう出すとこれだけでも相当時間がかかりますから、これは課題として残しておきます。

そこで、あなたは給与担当大臣なんですから、その立場からお聞きしたいんですが、先ほど先回りをして伏線を張られたようですが、今度の五月の完全実施と、これに努力をする、こういうふうなことであります。それについてどういふふうなことがあつて、それについてどういふふうなことはつきりさせないかと思つたのは、公務員の当然の職責を果たすためには、身分、地位の保障、生活権の保障、これがどうしても前提条件になるわけですね。その点はつきり、そう考へていいですか。

○国務大臣(山中貞則君) 同感です。

○岩間正男君 そういう中で、そういう原則に立つた中で、現在の代償機關としてのこの人事院、それから人事院制度によつて行なわれている給与の実施状況ですね、これはどういふふうにはたしてその機能を果たしておるというふうに考へておられますか、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) いままで人事院が勧告いたしましたことを、昭和四十四年度予算まで、いわゆる勧告どおり実施してこなかつた点は率直に私は認めました。そのことがよろしくなかつたことも認めました。そして昭和四十五年度から本来あるべき姿になつたといふことを私としては申し上げたつもりでございます。人事院の勧告の内容がどうである、あるいは人事院の勧告を、事前に、国家権力あるいは政府の権力によつて、独立の機構である人事院に對して圧力を加へると、そのようなことがあつてはなりませんし、そのようないふことはしておりませんから、やはり人事院の独立性といふものを尊重された結果を尊重していくといふことが一番すなおな道であらうかと思つております。

○岩間正男君 そうすると、いままでほとんど、ここの数人人事院勧告が完全実施されたことがない。ないわけですね。これは認められる。そのた

めに代償機関としての機能は十分に果たされていなかった、こういうことがこれは含まれてはいますね。ただいまの、これは長官の答弁の中にはつきり含まれてはいると思うんですね。そういう結果、公務員労働者の生活というものは、これはどういうふうになっておると思いますか。この点の認識はどうです。長官の認識が非常に重要な課題になってきます。この点、給与担当大臣として、とにかく国家公務員、地方公務員もこれは影響受けますから、当然含みます。数百万の公務員労働者の生活権を全く左右するそのポイントにあるあなたとして、こういう結果がどうなったか。代償機関が不完全であつたと、こういうふうなやり方によって実際は公務員の生活がどういうふうになつてゐるというふうにお考えになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 私は人事院の権能を認め、その勧告を尊重するという点において、いままでも変わりはなかったと思いますが、財源措置その他について完全実施の線に至らなかった過去の経緯について、正しいことではなかったということを確認しておるわけでありました。したがってその意味においては、国家公務員のみならず、それに対しておおむね準じてこられた地方公務員の方々につきましても、国のそのような姿勢が完全であつたとは思つておりませんが、幸い毎年少しずつ完全にはなつておりました、ようやく四十五年度にそのような体制ができ上がりそうでございます。で、き上がるわけでございますが、これからはいよいよそのような、あと戻りすることのないようにしていかなければならないと決心いたしております。

○岩間正男君 公務員の地位、身分を尊重する、生活権を確保したい、こう念願しておられるというように考えるわけでありませう。そういうような立場に立てば、どうですか、現状を見て。まあ公務員の生活権の問題一つを取つて見ても不十分だと思ふんですが、この点は認められるわけですか。

○国務大臣(山中貞則君) もうちょっと、先生、

何かはつきり言つて下さいませんか。

○岩間正男君 現状がそういう不完全実施でとにかくやつてきたわけですから、私は人事院勧告制度そのものも問題になる。いつでもこれは論議の対象になる。非常に薄い、ことに上層下層のそういう立場をとつておる、そういう勧告がなされる。しかも不完全な、不十分な非常に低い内容のものさへ完全実施されなかつた。当然そこに欠陥が起ころうわけでしょう。その欠陥は認められるかどうかということですか。

○国務大臣(山中貞則君) 何回も申し上げておりますように、あるべき正常な姿が、財源の都合その他によつてできなかったという点について、率直に正しくなかつたことを認めております。

○岩間正男君 完全に生活権を尊重する、地位、身分を尊重する、そうして公の奉仕者としての任務を十全に果たすことができる、そういうふうになつてくれば、当然これに対する努力が必要になつてくるわけですが、そういう中で、どうですか。公務員の生活実態というものは、これはいろいろ調査してこられたと思いますが、大體次のような事実を知つておられますか。ここに速記がありますけれども、いままでも当委員会でも問題になつた公務員の中には——国家公務員の場合であります、生活保護支給額よりも低い、そのような給与を受けておる者が、これは私は指摘をしても、あなたがやるのはわかつておる。期末手当を加えれば高くなる——期末手当は問題にならぬですよ、それでしよう。期末手当で赤字を埋めておる、そうすれば、何もあれは慰労金とか何にもならぬわけですか。そんなことじゃない。本俸で比較しなければならぬ問題ですから、くさびを打つておきます、時間の関係もあるし、これはどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) そのような事例のあつたことを知りません。

○岩間正男君 これはもう十分に調べてほしいのであります。これはこの前、ちょうど一昨年の十二月二十日の委員会で、全港海建設労働組合小倉

支部の例であります、百七十三人の無税者を対象としたら、生活保護基準を下回る者が六十六人、それは全く同じ資格、同じ年齢構成から家族構成、そういうものをちゃんと調査してあるのです。この実態について一体調査したのかどうか。その後この問題を取りあげて、はたして解決するために努力をしたのかどうか。これはしたかしないか。これも時間の関係で、答弁が長くなるなら要らぬ。協力する。あとでやつてもいい。

○政府委員(栗山藤平君) 私知りませんが、答弁していいですか。

○岩間正男君 長くなりそうだな。その後どう努力したかということだけやつて下さい。

○政府委員(栗山藤平君) 私聞き漏らして——神奈川県に一人あつたということを聞いておりますが、それ以外は、実は聞いておらないわけですが、失対でございますか。

○岩間正男君 時間の関係で、調査してこの次に報告して下さいます。それをどう処理したか。その次、給与のみで生活できないで、アルバイトやあるいは金を借りるとか、実家からの仕送りや赤字を補てんしている。そういうものは非常に多いわけですか。これをどうつかんでおるのですか。これは全体としての調査ができてるかどうか。

○政府委員(栗山藤平君) そういう調査はできておりません。

○岩間正男君 長官どうですか。こういう調査がなくて、あなたの言われたように公務員の生活権を守ると言つたつて、これは話にならぬ。どういふことですか。

○国務大臣(山中貞則君) 調査をかりにするにしても、個人的な借金をどのような理由で、どういふ先からしているのか、そこまではなかなか調査に実は乗らないのじゃないかと思うのです。

○岩間正男君 生活の家計でいいのです。家計の赤字が出ています。それをどう見ているのですか。その調査をやらなくてはだめです。やらな

いで待遇改善と言つてみたつて話にならぬ。

○国務大臣(山中貞則君) 消費支出の内容、可処分所得のおのおのの使い道その他によつて、いろいろと、ある人は家を建てるための短期借り入れのこともありましようし、あるいは自動車を買うためにちよつと借りて、だんだんそれを返していつて自動車に乗るといふものもあるいはおるかもしれませんし、その態様というものは、人のおの可処分所得の振り向け方にもよりましようから、調査といひましても一律になかなか——傾向、動態等については、あるいは調査可能かもしれないが、しかしおっしゃることは、実態という意味においては重要なポイントでもあらうと思ひますから、もう少し研究させていただきます。

○岩間正男君 これは調査ができましよう、そのところは。標準の賃金、家計、そういうものを基礎にしてやつていってもいいわけですか。これは一人一人の個人的なことを言つてゐるわけじゃないやしません。しかしとにかく家計支出が赤字になつてゐるのは非常に多いわけですか。この問題も私は指摘した。ことにあなたの足元でたいへん起つてゐる。御存じですか。

○国務大臣(山中貞則君) 知りません。

○岩間正男君 ほら、それだからだめです。この前もこれは問題にしたのでありますが、この前、総理府恩給局の例です。それは実際はその職員組合が調べてゐる。行(一)の六等級以下の労働者二百人のうちで、五十人から六十人がとにかくやつていけない。そこでアルバイトをやつてゐる。何と清掃会社にアルバイトに出てゐる。そして夜二時間程度やつてゐる。その中には、ひどい例は五人で十人分の仕事をやる。そして五人で分けて赤字補てんをやつてゐるというまなましい実例が報告されている。これについて、最近どうなつてゐるかといつてこれを調べてみたわけですか。全然これは解消されてゐない。これは恩給局でも最近アンケートをとつた。四百三十人のうち二百四十人、五五・八割は、これは他の収入を加えなければ生活できない。それから、生活が苦しくていままでと変わらないというのが四百十二人のアン

ケート中二百三十八人出ておりまして、五八%。それから四百十二人中百五十二人が、これは生活がますます苦しくなっていく。これはいいところを加えなくても、四百十二人のうち三百九十人、九五%、こういう形が実はあなたの足元で出ているのですね。こういうものを踏まえなければ、このところをやはり具体的に、ことにまあ私はそういう点に、あなたの若さをどういうところに振り向ける必要があるのじゃないかと思ひます。基本的な政治姿勢の問題として、どうでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) 私は、大体歴代大臣は総理府本部で就任のあいさつをするだけだったものであります。私はまっすぐ、統計局、恩給局は別の庁舎に入っておりますので、行きまして、向こうでもねぎらいのことばと私の拘束並びに今後の決意、奮起、その他について親しく親しくといふとあれですが、直接話をいたしました。いまおっしゃったような調査は政府の調査ではないと思ひますが、どのような理由でアルバイトをするのか、あるいは食っていけないというのがどのようなことから言われているのか、そこらのところが、まあ親がかりの人もおりましたし、あるいは家族持ちの人もおりましたし、いろいろ態様は違ふと思ひますが、調査そのものが、おそらく政府の調査では、私のところの調査ではないと思ひますが、そこらのところの、もし生活の実態というものが公務員たるべき正当な生活が保障されてないかと客観的にはつきりと立証されるようなことがありますならば、私もあらためて調査の上善処いたします。

○岩間正男君 何よりもあなたの足元の総理府の中で起こっている問題ですから、できれば職員組合のそういうアンケートを徹して説明を聞いてください。できれば、団体交渉という形をとらなくたって話し合いを進めたらどうです。そうすれば、そこそこを見たと、他の官庁もみんな同じような状態があるんです。そこで初めてあつと驚くんです。そうです。驚くんです。だから、いままでの行政というやつはほんとうに何かに

浮いている。足元を見なければならぬ、足元を。こういう現実から考えていかなければ、こういう給与問題というものの根本的な解決ということばあり得ないんです。ここが私のいまの公務員の身分保障、それからほんとうに職責を全うするそういう点、したがっていまのようなやり方になれば、結局国家公務員法の百一条の職務専念の条項というものは果たしたくても果たせないという実情に迫り込まれていく。これは認めますか。

○国務大臣(山中貞則君) まあおれは待遇が悪いから公務員の職務には専念しないという言い方も、まっすぐないで言っているのかどうか、そのところわかりませんが、もちろん待遇に自分は満足であるという一かりにアンケートを取った場合に、自分は何の不服もなく満足であるという、イエスであるという答えを出す人はあまりないといふことは、これはまた逆に常識だろうと思ひますが、国家公務員の仕事を忠実に果たすに足らない俸給である、したがって自分は忠実に果たす必要はないといふことにつないで議論すべきものかについては、そこらのところは問題のあるところだと思ひます。

○岩間正男君 職務専念のこの規則を守ると食えない。食おうとすれば、どうしてもアルバイトをやらなければならぬ、ここに迫り込まれている公務員の姿をはつきりつかまないと、いまのような御答弁が出てくる。これはやはりいかぬと思ひます。これははつきり答へられる必要がある。兼職禁止の問題もやはり同じことになります。これは規則があつたつて守られないといふことをちゃんとあたりますのことにして、その辺に乗つかつての給与の行政をやつたつて、これはほんとうに担当大臣としてのいままでの職責を果たした人はない、全部、だから、閣議だつて主張できない、ここは、このところは明確にする必要があると思ひます。

それからもう一つ、とにかくほんとうに公務員の身分、生活を保障して、そうして十分の職責をつとめさせるためには、どうしても私はもつと給

与のやり方というものを考えなきゃならぬ。私は口はあまりうまいほうじゃない、心はいい。パンをちぎつて投げ与えているといふことばがある。私はそういうことばを使つていて、パンをちぎつて投げ与えるような給与にて怒り深まりぬ公務員労働者、あなたも歌をつくるからわかるだろうと思ふ、こういう状態になつていきます。そうです。なぜもう少しほんとうにあの人事院勧告というものを、大体まあ七月段階だ、今度は六月だ、今度は五月だ、パンをちぎつて投げ与えている。昨年のごときは六月実施をやつたけれども、今度はどうですか、あの例の手当ですね、あれを今度ははね返らないといふようなやり方までとつたんでしょ。あんなのは全く話にならぬ。これは政治的操作といわれてもしかたがない。事実そうでしょう。このところで公務員の労働者といふものをどういふふうに政府は考えているかといふ基本的姿勢を問われているわけです。これにあなたが答えるかどうかといふこと、これも一つのテスト・ケースになつていくんです。どうな

○国務大臣(山中貞則君) すなおな歌よみの岩間先生すなおな歌を御披露なさつたんですが、まあ見方によつてはそういう歌もできましようし、あるいは、ことしからは完全実施である。去年はボーナス抜きであるから核抜きでしたけれども、ことしはちゃんとすることである、ありますから、まあおそき春であるといふことで、またここに、これで当然だといふても、またある意味では自分たちの権利が守られたといふ喜びの歌をつくつても私は歌にやほりなと思ふんであります。その意味ではこれからはいまのようなおしかりのないようにすつと努力をしてまいります。

○岩間正男君 最後は一問。○委員長(西村尚治君) もう一問でいいですね。○岩間正男君 それでは、いま公務員労働者が要求しておるわけですね、春闘が始まり、それとの関連もあつて、これは要求を出しておる。これは

要求をつかんでおられると思ひますが、五月実施といふような中途はんばな形じゃないわけですね、実際は、これは四月でしよ、四月実施の要求です。それから一万円要求、これは御存じだと思ふ。このような要求といふのは、これはいまちよつと非常に短い時間だから十分意を尽くさなかつたのですけれども、私が質問したそういう点から明らかにできると思ふのです。したがつて、このような問題についてほんとうに本格的に検討しなければならぬ。とにかくパンをちぎつておいて、しつぽを振るせよといふような方法をとつたのでは、これはもうほんとうに戦前への復讐ですからね。こういう形が一方で公務員に要求されるといふようなことは、これは憲法違反なこととは明確です。したがつて、こういう点について私はもつと本格的に取り組まなければならぬと思ふ。つまり給与の問題を利用して、逆に公務員の団結権、それから当然持つてゐる基本的労働者としての権利、こういうものの、公務員法そのものがこれはもうすでに問題だ、政令二百一十号時代からこれは問題なんです、そもそも。だから根本にさかのばればこまごまいかなければならぬ。そうして当然諸外国がやつてゐるうちに、公務員労働者のこれは罷業権、それから団結権、団体交渉権、労働三権といふものはむしろ返すほうが私は正しいといふふうに考えられるわけです。いまのような不完全なこういふわけで、まるで権力に隷属したといふような形で給与の問題を扱つてはいかぬと思ふ。これは単に給与問題だけではなくて、全く基本的な日本の国家体制の中の一つの課題になるわけです。そういう点について最後に決意を伺つておきたい。

○国務大臣(山中貞則君) 四月実施にいたしますと、春闘相場、いわゆる民間の春闘で妥結いたしました相場の反映がその年になされないのであるとおそれがありますから、やはり春闘相場を反映して、なるべくそれに近づけたベースに直されるというのがやはり五月実施で、それが一番完全実施じゃなからうかと私は思ふのであります

が、これは人事院の——私は専門の立場にありませんので、私の感想を申し述べただけであります。それから労働三権等を国家公務員に付与するかなんかの問題であります。これは私だけの判断でできないことである。国民全体への奉仕者という立場と、スト権その他を含むものを付与すべきかどうかという点については、これは総理を含めた最高の政府全体の判断ということで結論を得なければ、私一人では言明できないところである。

○委員長(西村尚治君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようです。討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

総理府設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西村尚治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西村尚治君) 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○峯山昭範君 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、二、三質問をしたいと思ひます。初めに皇室会議並びに皇室経済會議についてお伺いしたいと思います。

内閣法のためまえから申しますと、総理府の主席大臣は内閣総理大臣ということになっておりますけれども、事実上は総理府総務長官が総理府の

長でありますし、担当の國務大臣でもあります。本日のこの内閣委員会でのこれからの審議にあたりましての答弁も、いわゆる外局たる宮内庁を総括する総理府の総務長官としての立場で答弁をされるんじゃないかと私は思ひます。その立場にある総理府総務長官が、いわゆる宮廷費、皇族費の定額の改定をきめるこの皇室経済會議の正式のメンバーに入っていないというの、私はまことにおかしいと思ひます。しかも皇室経済法によりまして、会計検査院の院長がこのメンバーに入っており、総務長官が入っていないというの、結局この皇室典範並びに皇室経済法の制定になったときに、私は総理府総務長官が設けられていなかったからじゃないかと、こういうふうに思ひます。三十二年に総理府総務長官が設けられ、さらに四十年で、四十年に総理府総務長官が國務大臣になりました以後も、この皇室典範にしましても、皇室経済法にいたしましても、まだ改正されておられないわけであり。当然、私はこの際、政府は、この皇室典範並びに皇室経済法の改正を提案して、そして総理府総務長官を正式のメンバーに入れるべきじゃないか、こういうふうに思ひます。したがって、この正式のメンバーに入れないという関係から、一昨年も皇室経済に關する懇談会とかいうような会合を非公式につくって、そしてこの皇室経済に關する問題を審議するというような便法的方法をやっているわけであり。この点について、やはり私は総務長官を入れるべきだと、こういうふうに思ひたいと思ひます。総務長官の御意見を初めに伺いたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 確かに所管いたしております総理府の総務長官たる者が構成員でないという点についてはおかしいと思ひます。その構成のメンバーを見ますと、予算の問題でありますから、經濟會議の場合には、大蔵大臣や會計検査院長が入っておりますから、当然予算をこのようにして御審議いただく責任者たるべき大臣である総理府総務長官もその構成員になるべきである、

こう思ひますけれども、しかし、入っていてもよろしいし、また入らないからといって、そう特別に問題があるとも思ひませんが、ただ御質問が、將來先にあるのかもしませんが、私はずっと内廷費、宮廷費、皇族費等の過去の改定の足どりを振り返って見まして、いろいろの配慮もあつたのでありまして、今回は二年目でありまして、わりと近いのでありますが、比較的これが行なわれていない、相当長い間据え置かれたままである、しかも、このことは国家公務員や物価その他の諸情勢とにらみ合わせてきめるといふことになつておるとすれば、物価の背景もしくは國家公務員の給与の毎年の引き上げ等から考へて、今後でなくて、上げるべき年であるか、上げないで済む年であるか等も含めて皇室經濟會議は毎年開くべき會議であると思ひまして、そのように今後は總理にも進言をいたし、宮内庁とも連絡をいたしまして、毎年この會議が開かれて、少なくとも議論がしていただけることにしたいものと念願しております。別なことまでつけ加えて恐縮であります。

○峯山昭範君 次に、今回の改正になっております皇族費の問題についてちょっとだけお伺いしたいと思ひますが、皇室經濟法の第六條の規定のいわゆる立法の精神から申しまして、現在、宮内庁で考へておられる、本日の委員會にもこの皇族費の改正というものが提案されておりますが、その立場とは多少違ふんじゃないか。すなわちその皇族費は、この第六條によりまして、皇族としての品位保持の資に充てるために、と、こういうぐあいにありますが、私は各皇族のいわゆる殿邸とかの建設費用、そういうふうなものも私はこの皇族費の中に含まれて當然なものじゃないか、こういうぐあいに私は思ひますが、したがって、その額をも含めて、いわゆる定額とは別にそういうふうなものも計上すべきじゃないか、こういうぐあいに思ひます。その意味では、昨年から宮廷費のほうに予算をとりまして、三笠宮やそれから秩父

宮等々、順次、皇族の殿邸を建設していることを宮内庁のほうから私ちょっと聞いておりますが、皇室經濟法のためまえからすれば、この皇族の殿邸の建設は宮廷費で建設するのじゃなくて、やはり皇族費のほうから支出されて建設するのが私は筋合いじゃないか、こういうぐあいに思ひます。この点いかがでしようか。

○政府委員(瓜生順良君) その点はこの皇室經濟法のためまえからまいりますので、皇室經濟法には、「皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び」云々とありますが、要するに、いわゆる歲費的に一年幾らというようにして、その金額を施行法のほうで基礎的にこうだというようにきめるといふようなためまえをとっておりまして、皇族に必要な經費はこれは皇族費とするというふうな規定のためまえになつておらないわけであり。一方、陛下などの内廷の關係は、ちょうどこの皇族費にあたる分が内廷費ということになつておりまして、その他の皇室に關する公的な活動の經費とか、それから皇室用財産の維持管理、それから建設の經費というものは宮廷費で組むというふうなためまえになつておりますので、そういうふうになつておるわけでございます。これは法律のためまえからそういうふうになつておるわけでございます。

○峯山昭範君 この点についてはもうけこつて次に、今回の皇族費の改定は、七百二十万円を八百三十万円に改める、こういうぐあになつておるわけですが、この八百三十万円の計算の基礎ですね、これはどういうふうなところからこういうぐあいに出てきたのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 皇族費の關係は、現在基礎が七百二十万円でありますが、そのうちで、この生活諸費と人件費、二つに大分分けしますと分かれると思ひます。生活諸費というものは主として物件費、人件費はいろいろ御使用になつてい

の給与であります。その関係の生活諸費のほうに對しましては、過去二年間、この皇族費が据え置かれておりましたので、二年間における物価指数の上がった指数を考へ、それをかけます。それで二年間に物価指数は一一・五%上がつております。したがつて、一一・五%をかけたものを加へる。また人件費のほうは二年間に人事院の勧告による公務員のベースアップの関係でございまして、それが二年間に一九%上がつております。そこで一九%を増加いたしましたので、それでございますと七百二十万円が八百三十万、百十万ふえるというふうになるのでございまして。

○皇山昭範君 次に、現在万博が開かれておるわけでありまして、各國の皇族並びに國賓の方々が次々と訪問されておるわけでありまして、皇室の方々のこれらの方々に対するいわゆる接待についてはどういふふうになつておるのか。またその予算等はどうかいふふうになつておるのか、その点をひとつ。

○政府委員(瓜生順良君) この万博関係で各國の元首または皇族の方、あるいは總理、閣僚級の方がたくさんお見えになります。皇室のほうでどういふふうになつておるのか、これはさういふふうになります。各國の元首がお見えになつた場合には皇居に招かれまして午さん会をお開きになるのであります。それから外國の皇族が見えましては、やはりお互い王室同士のおつき合ひということもございまして、やはり宮中に招かれて午さん会があります。しかし午さん会の内容はちよつと違ひます。元首が見えた場合には總理とか外務大臣も出られて公式のものになります。外國の皇族の場合であります。原則としてこちら側の皇族さんが皆さんそろつておいでになり、もてなしをされるというふうな、ちよつとお内輪のようになつておるわけになります。それから外國の總理級の方がお見えになります。そういふ場合には午さん会、そういうのはございませんで、總理級の方がお見えになります。天皇陛下が宮中がお会いになりましていろいろお話を

をされる、いわゆる謁見というのがあるわけでありまして。なお閣僚級の方がお見えの場合、これは相当お見えになるんですが、そういう方は万博の名譽總裁である皇太子殿下がこの閣僚級の方にはお会いになつていろいろお話しになるというふうになつております。で、これは平素の場合に元首が見える場合は國賓、ステートゲストというふうにして見えます。場合ですが、そういう場合は晩さん会があつたり、もつとはででありまして、今度の万博のための政府のお客というのでたくさんの方が見えます。これは平素の場合よりは幾らか簡略にはなりますが、それでもなおたくさんのお客がお見えになりますので、そのもてなしに当たられるわけでありまして。

○皇山昭範君 もう一問で終わりたいと思ひますが、宮内庁當局も當然この國民の象徴としての天皇のあり方については、常に研究をしておられると思ひます。また心算もされておると思ひますけれども、先日の万博の開会式の天皇御出席の際、一人の少女から花束を、直接、天皇がお受けになつたというほほえましい光景がありましたけれども、ああいうふうなことは、やはり國民一般から非常に好評を受けていると、私はさういふふうなふうに思ひますが、さういふふうな機会がごく自然にどんどん得られることこそ、私は天皇としての地位もだんだん國民の中に定着してくるんじゃないかと、さういふふうな思ひますが、さういふふうな点から考えましても、たとえば新年の國民の慶賀を受けられる際の防弾ガラスですか、ああいうふうなものもこれから何とかふやをしていただけないものかと、さういふふうな思ひますが、この点いかがでしよう。以上で私の質問は終わります。

○國務大臣(山中貞則君) ちよつと宮内庁から答へにくいと思ひますが、陛下もまた宮内庁も、たゞいまだのお話のような陛下でありたいし、皇族でありたいと念願しておられることは間違ひないと思ひます。ただ、不特定多数の人たちの前に直接立たれた場合に、今日までされたこともなかつ

たんですが、昨年のできごととして、パチンコですね、これをやつた青年がおりまして、パチンコで済んだんですが、銃器携帯等特にやかましい日本でありまして、まあまあさういふこともないところになりました。もしものことがあつた場合には、やはりわれわれの、俗に言うおやじであります。國の象徴である陛下に、もしものことがあつたらという配慮はある程度しなけければならぬだらう。もちろんなま身で、何もへだてないでお立ちになりたい気持ちには陛下のほうにも十分おありのようにお察しをいたしておりますが、そこらところは國民も全部お互いが同じ気持ちにならぬと、やはりあまり好ましくない事態等は、予測できるものは防く措置をしなければならぬんじゃないかと私は思つております。

○委員(西村尚治君) 他に御発言もないようです。から、質疑は終了したものと認め、これより討論に入り。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。皇室経済法施行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

〔予備審査のための付託は三月四日〕
一、總理府設置法の一部を改正する法律案

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

五 五人以上 平均給与額の年額の百分の六十に相当する額

第十七条に次の一項を加える。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十歳又は五十五歳に達したとき（第一項第一号の人事院規則で定める廃疾の状態にあるときを除く。）

二 第一項第一号の人事院規則で定める廃疾の状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）

別表日数の欄中「二四〇」を「二八〇」に、「二二三」を「二四八」に、「二八八」を「二九二」に、「二六四」を「二九一」に、「二四二」を「二六五」に、「二二〇」を「二四〇」に、「二〇〇」を「二二七」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「五年以内」を「十年以内」に改め、同条第三項中「新法」を「国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第 号）第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法（以下「改正後の法」という。）」に改める。

附則第七条を次のように改める。

附則第八条第一項中「新法の規定にかかわらず、新法」を「改正後の法の規定にかかわらず、同法」に改め、同条第二項中「船員保険法によつて新法」を「船員保険法によつて改正後の法」に、「新法」を「同法」に改める。

附則第九条中「新法」を「改正後の法」に改める。

める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第十七条第一項若しくは別表の規定又は第二条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第六条第三項、第八條若しくは第九條の規定は、この法律の施行の日以後の期間に係る遺族補償年金又は障害補償年金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金又は障害補償年金については、なお従前の例による。

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十三日）

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十五日）

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、山形市、天童市及び上山市の寒冷級地引上げに関する請願（第八〇八号）（第八二八号）（第八五五号）（第八七七号）（第一〇四二二号）

一、国防省設置に関する請願（第八二〇号）（第八二二号）（第八四六号）（第九一三三号）

一、人事行政の厳正に関する請願（第八二二号）（第八二三号）（第八四七号）（第九一四号）

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願（第八二四号）（第八三二一）

一、一世一元制の法制化促進に関する請願（第八四五号）（第八七九号）（第八八〇号）（第一〇

一四号）（第一〇一五号）（第一〇一六号）（第一〇四四号）

一、滋賀県長浜市の寒冷級地引上げに関する請願（第八五五号）（第八九九号）

一、滋賀県近江町の寒冷級地引上げに関する請願（第八五七号）（第九〇〇号）

一、滋賀県水口町の寒冷級地引上げに関する請願（第八五八号）

一、滋賀県甲良町の寒冷級地引上げに関する請願（第八五九号）

一、滋賀県石部町の寒冷級地引上げに関する請願（第八六〇号）（第九〇一）

一、滋賀県伊香郡余呉村の寒冷級地引上げに関する請願（第八六一号）

一、滋賀県坂田郡伊吹村の寒冷級地引上げに関する請願（第八六二）

一、滋賀県木之本町の寒冷級地引上げに関する請願（第八六三）（第九〇二）

一、滋賀県愛知郡愛東村の寒冷級地引上げに関する請願（第八六四号）（第八六五号）（第八九七号）（第八九八号）

一、滋賀県彦根市の寒冷級地引上げに関する請願（第八六六号）（第八八九号）

一、滋賀県彦根町の寒冷級地引上げに関する請願（第八六七号）

一、滋賀県五箇荘町の寒冷級地引上げに関する請願（第八六八号）（第八九二）

一、滋賀県米原町の寒冷級地引上げに関する請願（第八六九号）

一、滋賀県蒲生町の寒冷級地引上げに関する請願（第八七〇号）（第八九三）

一、滋賀県甲西町の寒冷級地引上げに関する請願（第八七一）（第八九四）

一、滋賀県能登川町の寒冷級地引上げに関する請願（第八七二）

一、元満洲拓殖公社社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願（第八七五号）（第八七八号）

一、滋賀県高月町の寒冷級地引上げに関する請願（第八九〇号）

一、滋賀県土山町の寒冷級地引上げに関する請願（第八九一）

一、滋賀県マキノ町の寒冷級地引上げに関する請願（第八九五号）

一、滋賀県永源寺町の寒冷級地引上げに関する請願（第八九六号）

一、滋賀県多賀町の寒冷級地引上げに関する請願（第九〇三）

一、滋賀県東浅井郡びわ村の寒冷級地引上げに関する請願（第九〇四号）

一、寒冷地手当の改定に関する請願（第九〇五号）

一、岩手県前沢町の寒冷級地引上げに関する請願（第一〇四三）

第八〇八号 昭和四十五年三月六日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 山形県天童市成生九一七ノ一 成生郵便局内 松浦喜内外二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第八二八号 昭和四十五年三月七日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 山形県上山市金谷字水神河原一、一九三市立中川小学校内 井上啓外二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第八五五号 昭和四十五年三月九日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷級地引上げに関する請願（二通）

請願者 山形市緑町二ノ六ノ一二 清野清

外一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第八七七号 昭和四十五年三月十日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願

請願者 山形県東村山郡中山町長崎古城三、〇五六山形食糧事務所天童支所中山出張所内 大沼房吉外二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第二〇四二号 昭和四十五年三月十二日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願

請願者 山形市東原町二ノ二ノ七市立第十小学校内 小形利吉外二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第八二〇号 昭和四十五年三月七日受理

国防省設置に関する請願

請願者 香川県高松市由良町四九一 高松英雄外十九名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第八二二号 昭和四十五年三月七日受理

国防省設置に関する請願

請願者 香川県高松市御坊町四ノ一三坂手透外二十一名

紹介議員 八田 一朗君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第八四六号 昭和四十五年三月九日受理

国防省設置に関する請願

請願者 山口市中央一丁目 西村寛外十九名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第九一三三号 昭和四十五年三月十日受理

国防省設置に関する請願

請願者 静岡市小黒三ノ八六 堀江静男外十五名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第八二二二号 昭和四十五年三月七日受理

人事行政の厳正に関する請願

請願者 香川県高松市由良町四九一 高松英雄外十九名

紹介議員 八田 一朗君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八二三三三号 昭和四十五年三月七日受理

人事行政の厳正に関する請願

請願者 香川県高松市御坊町四ノ一三坂手透外二十一名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八四七号 昭和四十五年三月九日受理

人事行政の厳正に関する請願

請願者 山口市中央一丁目 西村寛外十九名

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九一四四号 昭和四十五年三月十日受理

人事行政の厳正に関する請願

請願者 静岡市小黒三ノ八六 堀江静男外十六名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八二四四号 昭和四十五年三月七日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 東京都北区西ヶ原二ノ四三 川原田卓雄

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八三一一号 昭和四十五年三月七日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(十通)

請願者 宮城県遠田郡小牛田町牛飼字八幡五五ノ三 黒沢広志外九名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第八四五五号 昭和四十五年三月九日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(五通)

請願者 福岡県三井郡小郡町松崎天満神社内 石橋茂外百十二名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第八七九号 昭和四十五年三月十日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 大阪府城東区白山町二ノ一六 森政憲外六百七十四名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第八八〇号 昭和四十五年三月十日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(十二通)

請願者 福岡県京都郡犀川町生立 熊谷實一外二百三十二名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇一四号 昭和四十五年三月十一日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 奈良市丹生町 新谷一外二百一名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇一五号 昭和四十五年三月十一日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 福岡市住吉町住吉宮内福岡県神道青年会内 横田豊外五十九名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇一六号 昭和四十五年三月十一日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願(十一通)

請願者 鳥取県気高郡気高町八束水 長田定嗣外二百六十七名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇四四号 昭和四十五年三月十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(七通)
請願者 福岡県山門郡三橋町高畑 橋本次
郵便百七十五名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第十九号と同じである。

第八五六号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県長浜市の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県長浜市朝日町二五ノ一三 徳田由吉

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第八九九号 昭和四十五年三月十日受理
滋賀県長浜市の寒冷地引上げに関する請願(三通)

請願者 滋賀県長浜市中山町二ノ二一 奥田よしと外二名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第八五七号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県近江町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県坂田郡近江町近江町長 世森柴治郎

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県坂田郡近江町の寒冷地を四級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第九〇〇号 昭和四十五年三月十日受理
滋賀県近江町の寒冷地引上げに関する請願(二通)

請願者 滋賀県坂田郡近江町近江町議会議長 坂東幸三外一名

請願者 滋賀県坂田郡近江町近江町議会議長 坂東幸三外一名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。

第八五八号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県水口町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町水口町長 徳野徳次

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県甲賀郡水口町の寒冷地を一級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第八五九号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県甲良町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県大上郡甲良町甲良町長 川副都夫

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県大上郡甲良町の寒冷地を三級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第八六〇号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県石部町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡石部町大字石部一、一八八ノ二石部町長 山本茂

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県甲賀郡石部町の寒冷地を一級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第九〇一号 昭和四十五年三月十日受理
滋賀県石部町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡石部町大字石部一、一八八ノ二石部町議会議長 山元米吉

一八八ノ二石部町議会議長 山元米吉
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第八六〇号と同じである。

第八六一号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県伊香郡余呉村の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県伊香郡余呉村余呉村長 相畑辰治郎

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県伊香郡余呉村の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第八六二号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県坂田郡伊吹村の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県坂田郡伊吹村村長 柴田高丸

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県坂田郡伊吹村の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第八六三号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県木之本町の寒冷地引上げに関する請願(二通)

請願者 滋賀県伊香郡木之本町千田滋賀県農業試験場湖北分場内 横井善吾外一名

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県伊香郡木之本町の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第九〇二号 昭和四十五年三月十日受理
滋賀県木之本町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県伊香郡木之本町大字木之本木之本林業事業所内 北村敏隆

第九〇二号 昭和四十五年三月十日受理
滋賀県木之本町の寒冷地引上げに関する請願
請願者 滋賀県伊香郡木之本町大字木之本木之本林業事業所内 北村敏隆
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

第八六四号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県愛知郡愛東村の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛東村愛東村長 奥宗平

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県愛知郡愛東村の寒冷地を三級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第八六五号 昭和四十五年三月九日受理
滋賀県愛知郡愛東村の寒冷地引上げに関する請願(二通)

請願者 滋賀県愛知郡愛東村大字上岸本富岡貞由外一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第八六七号 昭和四十五年三月十日受理
滋賀県愛知郡愛東村の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛東村 森忠雄

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第八九八号 昭和四十五年三月十日受理
滋賀県愛知郡愛東村の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛東村愛東村議会議長 松村宇平

一七

普通

紹介議員 西村 関一君

滋賀県大上郡多賀町の寒冷地を四級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第九〇四号 昭和四十五年三月十日受理

滋賀県東浅井郡びわ湖の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡びわ湖難波二五四 笹原繁弥

紹介議員 西村 関一君

滋賀県東浅井郡びわ湖の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げられたい。

他の三項目は、第一〇四号と同じである。

第九〇五号 昭和四十五年三月十日受理

寒冷地手当の改定に関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡浅井町瓜生 将亦 富士夫

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第一〇四三三号 昭和四十五年三月十二日受理

岩手県前沢町の寒冷地引上げに関する請願（四通）

請願者 岩手県前沢町前沢町町長 安部寿三良外三名

紹介議員 増田 盛君

一、岩手県前沢町前沢町の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条、北海道に在勤する職員が寒冷地手当の額（石炭加給）を、すみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一七号と同じである。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案

一、許可、認可等の整理に関する法律案

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。）は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員（人事院規則で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 わが国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの

任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合においては、当該職員の同意を得なければならぬ。

（派遣職員の見え）

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四条 任命権者は、派遣職員についてその派遣

の必要がなくなつたときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

（派遣職員の給与）

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

前項の規定による給与の支給に必要なる事項は、人事院規則（派遣職員が検査官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

（派遣職員の業務上の災害に対する補償等）

第六条 派遣職員に関する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十七号）附則第六條第一項の規定の適用についても、同様とする。

派遣職員は、派遣先の業務上の災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

派遣職員は、派遣先の業務上の災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その補償の限度に

おいて、同法の規定による補償を行なわぬ。

第七条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十九号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十三年法律第五十三号）の規定の適用についても、同様とする。

派遣職員に関する国家公務員共済組合法第八十一条第二項、第八十六条若しくは第九十二条又は地方公務員等共済組合法第八十六条第二項、第九十一条若しくは第九十七条の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害に対して派遣先の機関等から補償が行なわれることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による療養補償又は障害補償年金若しくは遺族補償年金の支給が行なれないこととなつた場合における当該派遣職員の機関等からの補償を当該療養補償、障害補償年金又は遺族補償年金に相当する補償とみなす。

派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

派遣職員に関する国家公務員等退職手当法の（特例）

第九条 派遣職員に関する国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第十条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

派遣職員の復職時における処遇

年法律第五十三号）の規定の適用についても、同様とする。

派遣職員に関する国家公務員共済組合法第八十一条第二項、第八十六条若しくは第九十二条又は地方公務員等共済組合法第八十六条第二項、第九十一条若しくは第九十七条の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害に対して派遣先の機関等から補償が行なわれることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による療養補償又は障害補償年金若しくは遺族補償年金の支給が行なれないこととなつた場合における当該派遣職員の機関等からの補償を当該療養補償、障害補償年金又は遺族補償年金に相当する補償とみなす。

派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

派遣職員に関する国家公務員等退職手当法の（特例）

第九条 派遣職員に関する国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第十条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

派遣職員の復職時における処遇

派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失ふことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)

第十二条 第二条から第四条まで及び第六条の規定の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に国家公務員法第七十九條の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、第二条第一項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という)の業務に従事している職員のうち、人事院規則で定めるものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という)に派遣職員となるものとする。

3 施行日前に国家公務員法第七十九條の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で政令で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間(政令で定める期間に限る)については、国家公務員等退職手当法第七條第四項の規定は、適用しない。

4 施行日前に国際機関等の業務に従事するため職員を退職し、かつ、引き続き当該国際機関等の業務に従事した後、引き続き再び職員となつた者で、政令で定めるものの国家公務員等退職手当法第七條第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

5 (国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)
国の経営する企業に勤務する職員の給与等に

關する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

3 職員に關する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和十五年法律第 号)第五條の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検査官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三條第一項に規定する準則)」とあるのは「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)第四條に規定する給与準則」とする。

許可、認可等の整理に關する法律案
許可、認可等の整理に關する法律

目次

- 第一章 總理府關係(第一條—第三條)
 - 第二章 大藏省關係(第四條—第九條)
 - 第三章 文部省關係(第十條—第十一條)
 - 第四章 厚生省關係(第十二條—第二十五條)
 - 第五章 農林省關係(第二十六條—第三十二條)
 - 第六章 通商産業省關係(第三十三條—第三十四條)
 - 第七章 運輸省關係(第三十五條—第四十一條)
 - 第八章 建設省關係(第四十二條—第四十七條)
 - 第九章 自治省關係(第四十八條—第四十九條)
- 附則
- 第一章 總理府關係
(實屋營業法の一部改正)
第一條 實屋營業法(昭和二十五年法律第五百十八号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項を次のように改める。
實屋は、前條の帳簿を、最終の記載をした

日から三年間、保存しなければならない。

第十五條第二項中「前項の警察署長」を「營業所の所在地の所轄警察署長」に改める。

(古物營業法の一部改正)

第二條 古物營業法(昭和二十四年法律第八八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「変更し、又は廃止し」を「又は変更し」に改め、同條第二項に後段として次のように加える。

營業所の管理者を廃止したときも、同様とする。

第十九條第一項を次のように改める。

古物商又は市場主は、前二條の帳簿を、最終の記載をした日から三年間、保存しなければならない。

第十九條第二項中「前項の警察署長」を「營業所の所在地の所轄警察署長」に改める。

(統計報告調整法の一部改正)

第三條 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「第五條第二項」を「第五條、第六條」に改める。

第二章 大藏省關係

(日本専売公社法の一部改正)

第四條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項を削る。

第三十三條中「繰延収入に区分し、その内訳項目は、總裁が大藏大臣の承認を経て定める」を「繰延収入に区分する」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第五條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第二項を削る。

(會計法の一部改正)

第六條 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第六條中「調査決定し」の下に「政令で定め

るものを除き」を加える。

第四十六條の二中「繰越の手續」を「繰越の手續及び同法第四十三條の三に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担(以下「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という)の手續」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第四十八條中「及び繰越の手續」を「繰越の手續及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手續」に改める。

(物品管理法の一部改正)

第七條 物品管理法(昭和三十一年法律第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「物品の管理に關する事務」の下に「(第三十九條の規定による検査を含む)次項において同じ。」を加える。

(國の債權の管理等に關する法律の一部改正)

第八條 國の債權の管理等に關する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三條第一項第三号中「會計法」の下に「(昭和二十二年法律第三十五号)」を加える。

第五條第一項中「当該各省各庁所屬の職員」を「會計法第四條の二に規定する歳入徴収官、同法第二十四條に規定する支出官その他の職員で当該各省各庁又は他の各省各庁に所屬するもの」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同條第二項中「必要があるときは」を削り、「他の各省各庁所屬の職員」を「都道府県知事又は都道府県吏員」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同條第三項から第五項までを削る。

第六條から第八條までを次のように改める。

第六條から第八條まで 削除

第十一條第一項中「債權管理官(分任債權管理官を含む。以下同じ。)」を「第五條の規定に基

き債権の管理に関する事務を行なう者(以下「蔵入徴収官等」という。)(に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は当該債権が他の債権管理官から引き継がれたとき及び「次項に定める」を削り、同条第二項中「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に改め、「帳簿を備え」を削り、「記載し」を「帳簿に記載し」に改める。

第十二条中「債権管理官(第七条の規定に基き債権の管理に関する事務を行なう者を含む。以下次条第二項、第二十二條及び第二十三條において同じ。)」を「蔵入徴収官等」に改める。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

(納入の告知及び督促)

第十三条 蔵入徴収官等は、その所掌に属する債権(申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く。)(について、履行を請求するため、会計法第六條の規定によるもののほか、政令で定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

2 蔵入徴収官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

(納付の委託)

第十四条 蔵入徴収官等は、その所掌に属する債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものについて、債務者が証券をもつてする蔵入納付に関する法律(大正五年法律第十号)により蔵入の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その取立て及び取り立てた金銭による当該債権に係る弁済金の納付の委託を申し出た場合には、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであり、かつ、その委託に応ずることが徴収上有利で

あると認められるときに限り、政令で定めるところにより、その委託に応ずることができ、この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者から当該費用の額に相当する金額をあわせて提供させなければならない。

2 蔵入徴収官等は、前項の委託があつた場合において、必要があるときは、確実に認める金融機関に当該証券の取立て及び納付の再委託をすることができ、

第十五条中「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に、「前条」を「第十三條第二項」に改める。

第十六条中「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に改め、「第十三條」の下に「第一項」を加える。

第十七条から第二十条までの規定中「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に改める。

第二十一条第一項中「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に改め、「債権を除く」の下に「次項において同じ」を、「履行期限」の下に「履行期限の定めのない債権にあつては、第一條第一項前段の規定による記載をした日」を加え、同条第二項中「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 蔵入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第一條第一項前段の規定による記載をした後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。

第二十二條中「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に改める。

第二十三條中「蔵入徴収官」を削り、「及び第十二條第一号に掲げる者は」を、「第十二條第一号に掲げる者その他政令で定める者は、会計法第四十七條第二項の規定によるもののほか」に、「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に改め

る。

第二十四條から第二十九條まで及び第三十二條中「債権管理官」を「蔵入徴収官等」に改める。

第三十八條第一項中「第五条の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた債権管理官」を「蔵入徴収官等」に改め、同項第一号中「第二十一條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

(割増金附貯蓄の取扱に関する法律の廃止)

第九条 割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)は、廃止する。

第三章 文部省関係

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第三項中「認可」の下に「(政令で定める事項に係るものに限る。)」を加える。

(私立学校法の一部改正)

第十一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第六十四條の二を削る。

第四章 厚生省関係

(社会保障研究所法の一部改正)

第十二條 社会保障研究所法(昭和三十九年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第三十四條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第四條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(予防接種法の一部改正)

第十三條 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十八條中「百日せき、腸チフス又はパラチフス」を「又は百日せき」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第十四條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 組合は、第三項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第七十條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十八條第五項(第五十六條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(医療法の一部改正)

第十五條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「寄附行為の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 医療法人は、第一項の厚生省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七十六條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第五十條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正)

第十六條 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び後の住所」を削る。
(覺せい、刑取締法の一部改正)

第十七条 覺せい、刑取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第二十七条中、「大蔵大臣と協議の上」を削る。

(大蔵取締法の一部改正)

第十八条 大蔵取締法(昭和二十三年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。
第二十条中、「大蔵大臣及び農林大臣と協議して」を削る。

(麻薬取締法の一部改正)

第十九条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第六十条中、「大蔵大臣と協議して」を削る。

(あへん法の一部改正)

第二十条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第四十八条中、「大蔵大臣と協議して」を削る。

(社会福祉事業法の一部改正)

第二十一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 社会福祉法人は、第一項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第八十七條第二号の次に次の一号を加える。
二の二 第四十一条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第三十二条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
第四十三條第三項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

生省令で定める事項に係るものを除く。』を加え、同条に次の一項を加える。
6 組合は、第三項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を当該行政庁に届け出なければならない。

第八の二 第四十三條第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
(健康保険法の一部改正)

第二十三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第三十六条中「規約ノ変更」の下に「(命令ヲ以テ定ムル事項ニ係ルモノヲ除ク)」を加え、同条に次の一項を加える。

健康保険組合ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル事項ニ係ル規約ノ變更ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ厚生大臣ニ届出ツベシ
第九十条中「第三十七條」を「第三十六條第二項(第四十二條ノ三第五項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ノ規定ニ依リ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ届出ヲ為シ又ハ第三十七條に、「又ハ処分を」若ハ処分」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項を次のように改める。

2 定款の変更(厚生省令で定める事項に係るものを除く。は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
第五條に次の一項を加える。

3 基金は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
第二十四条に次の一項を加える。

2 基金の理事長又は理事が、第五條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときも、前項と同様とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第二十七條第二項中「事項」の下に「(厚生省令で定める事項に係る規約の変更を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 組合は、第二項の厚生省令で定める事項に係る規約の変更の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
第二百二十五條中「連合会が」の下に「(第二十七條第四項(第八十六條において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、」を加える。

第五章 農林省関係
(家畜商法の一部改正)

第二十六条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第一号中「農林大臣が指定する者が行なうか又は都道府県知事が行なう」を「都道府県知事又は都道府県知事が指定する者が行なう」に改める。

第四條の二第一項ただし書中「同号の農林大臣」を「同号の規定により当該都道府県知事に改め、同条第二項中「第三條第二項第一号の農林大臣が指定する者又は都道府県知事」を「都道府県知事又は第三條第二項第一号の都道府県知事が指定する者」に改める。
(養蠶師法の廃止)

第二十七條 養蠶師法(昭和十五年法律第八十九号)は、廃止する。
(農産種苗法の一部改正)

第二十八條 農産種苗法(昭和二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項に次のただし書を加える。

ただし、農林省令で定める種苗業者においては、この限りでない。
第二條第一項第五号中「命令」を「農林省令」に改める。

(林業信用基金法の一部改正)

第二十九条 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
第七條第三項に次のただし書を加える。

ただし、自治大臣の定める基準に該当する場合には、承認を要しない。
(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第三十条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第八條ノ二第五項ただし書中「農林大臣ノ許可ヲ受ケ」を削る。

第十三條ノただし書中「農林大臣」を「都道府県知事」に改める。
(漁業災害補償法の一部改正)

第三十一条 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第一百五十條第三項に次のただし書を加える。

ただし自治大臣の定める基準に該当する場合には、承認を要しない。
(漁船法の一部改正)

第三十二条 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第七條を削り、第七條の二を第七條とする。

第十條第三号及び第二十七條第二項中「第七條の二」を「第七條」に改める。
第三十條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第六章 通商産業省関係
(計量法の一部改正)

第三十三條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第六十四條第一号中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)
第三十四条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第九号中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十二条中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第十七条、第二十一条第五項及び第二十二条第二項中「第十一条第四項」を「第十一条第三項」に改める。

第七章 運輸省関係
(海上運送法の一部改正)

第三十五条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次のただし書を加える。
ただし、省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第十一条に次の一項を加える。
2 旅客定期航路事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第四十四条の二を削る。

第四十四条の三第一項中「船舶」の下に「省令で定めるものを除く。」を加え、同項に次のただし書を加え、同条を第四十四条の二とする。

ただし、貸渡をしようとする場合においてその期間が省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

第四十七条の二中「又は第四十四条の三」を削る。

第四十八条第一号中「第十一条」を「第十一

条第一項」に、「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第四十九条第一号中「第十九条の三第三項」を「第十二条第二項(第二十三号の四)において準用する場合を含む。」、第十九条の三第三項に改める。

(離島航路整備法の一部改正)
第三十六条 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条から第十六条までを次のように改める。

第十二条から第十五条まで 削除
(権限の委任)
第十六条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

(造船法の一部改正)
第三十七条 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第十一條の二 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

(船舶職員法の一部改正)
第三十八条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。
(学術試験の免除)
第十三条の二 運輸大臣が指定した船舶職員養成施設の課程を修了した者については、運輸省令で定めるところにより、学術試験の全部又は一部を免除することができる。

第十七条中「並びに試験科目」を「試験科目」に改め、「試験に關する実施細目」の下に「並びに船舶職員養成施設の指定に關する実施細目」を加える。

第二十七条に次の一項を加える。

2 この法律に規定する事務(前項の規定により都道府県知事が行なうものを除く)は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

(航空法の一部改正)
第三十九条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

第十条第一項中「航空機」の下に「(運輸省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第十条の二第一項中「(以下「耐空検査員」といふ。は、」の下に「前条第一項の航空機のうち」を加える。

第二十条を次のように改める。
第二十条 削除

第二十一条中「予備品証明及び前条第一項の検査」を「予備品証明」に改める。

第二十二條の見出し中「及び航空機乗組員免許」を削り、同条第二項を削る。

第二十八條第一項中「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に改める。

第三十一条第一項の航空機乗組員検査証明に改める。

第二十九條第四項に後段として次のように加える。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第二十九條の航空大学校又は運輸大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者について、同様とする。

第三十一条の前の見出しを「(航空機乗組員検査証明)」に改め、同条及び第三十二條を次のように改める。

第三十一条 運輸大臣又は指定航空機乗組員検査医(申請により運輸大臣が指定した運輸省令で定める要件を備える医師をいう。以下同じ。)

は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行なうとするものについて、航空機乗組員検査証明を行なう。

2 航空機乗組員検査証明は、申請者に航空機乗組員検査証明書を交付することによつて行なう。

3 運輸大臣又は指定航空機乗組員検査医は、第一項の申請があつた場合において、申請者がその有する技能証明の資格に係る運輸省令で定める身体検査基準に適合すると認めるときは、航空機乗組員検査証明をしなければならぬ。

第三十二条 指定航空機乗組員検査医が行なう航空機乗組員検査証明を受けた者は、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届出なければならない。

第三十三条中「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に、「に係るもの」にあつては六箇月、その他の資格に係るものを有する者にあつては六月、その他の者に改める。

第三十五条第一項中「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に改める。

第三十六条中「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に、「航空機乗組員免許」を「航空機乗組員検査証明」に、「細目的事項並びに」を「細目的事項、」に改め、「実施細目」の下に「並びに航空従事者の養成施設の指定に關する実施細目」を加える。

第四十四条第一項中「飛行場の設置者」を「公共の用に供する飛行場の設置者」に改める。

第四十五条第一項中「航空保安施設の設置者」は、当該航空保安施設を公共の用に供する飛行場以外の飛行場(以下「非公共用飛行場」といふ。)の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設に改め、同条第二項中「休止した」の下に「非公共用飛行場又は」を加える。

第四十六条の見出し中「飛行場」を「公共用飛行場」に改め、同条中「飛行場の設置者又は航空保安施設」を「公共の用に供する飛行場の設置者又は航空保安施設(運輸省令で定めるものを除

く。)に改める。

第六十七條第二項中「航空免状」を「航空身体検査証明書」に改める。

第七十一條中「第三十二條」を「第三十一條第三項」に、「航空機乗組員免許」を「航空身体検査証明書」に改める。

第九十九條第一項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第九十九條に次の一項を加える。

3 定期航空運送事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二百二十九條の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第二百二十九條の三に次の一項を加える。

3 外国人国際航空運送事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第三百三十一條中、「第二十條」を削り、「第二十條第一項の規定による検査の合格、第二十二條第一項」を「第二十二條」に改め、「若しくは同条第二項の規定による航空機乗組員免許」を削り、「第三十一條第二項の航空免状を「第三十一條第一項の規定による航空身体検査証明書、同条第二項の航空身体検査証明書」に改める。

第三百三十四條第一項中「若しくは製造」の下に、「航空従事者の養成、航空身体検査証明を加え、第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 運輸大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者

三 指定航空身体検査医

第三百三十五條の表中五の項を削り、四の二の項を五の項とし、同表六の項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改め、同表中七の項を削り、七の二の項を七の項とし、同項の次に次のように加える。

七の二 運輸大臣が行なう第三十一條第一項の航空身体検査証明を申請する者 三百円

第三百三十五條の表中の項中「航空免状」を「航空身体検査証明書」に改め、同表十六の項中「第四十四條第四項」を「飛行場について第四十四條第四項(第四十五條第二項において準用する場合を含む。))」に改め、同表十七の項中「第四十五條第二項の規定により」を「航空保安施設について第四十五條第二項において」に改める。

第三百三十六條中「昭和二十四年法律第五百十七号」を削る。

第四百四十五條第一号を次のように改める。

一 削除

第四百四十八條第二号中「受けないで」の下に「公共の用に供する」を加え、同条第三号中「しない」の下に「非公共用飛行場又は」を加える。

第四百四十九條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者

第四百四十九條の次に次の一条を加える。

(指定航空身体検査医の罪)

第四百四十九條の二 指定航空身体検査医が第三十一條第三項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行なつたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五百五十條第四号中「航空免状」を「航空身体検査証明書」に改める。

第六百六十條第二号を次のように改める。

二 第九十九條第三項(第九百二十二條第一項、第九百二十二條の三第一項又は第九百二十四條第一項において準用する場合を含む。)、第九百十八條(第九百二十二條第一項、第九百二十二條の三第一項又は第九百二十四條第一項において準用する場合を含む。))又は第九百二十九條の三第三項(第九百三十一條の二第三項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九百六十一條第二号中「第五十五條第四項」を「第三十二條、第五十五條第四項」に改める。

(港則法の一部改正)

第四十條 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項後段を削り、同項を第三項とする。

第三十三條中「特定港内」を「特定港の運輸省令で定める区域内」に、「船舶」を「長さ」が運輸省令で定める長さ以上である船舶」に改める。

第四十一條第一号中「第二十四條第四項」を「第二十四條第三項」に改める。

第四十三條第一号中「第二十四條第三項」を「第二十四條第二項」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第四十一條 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三條」を「第四十三條の二」に改める。

第四四條並びに第六條第一項及び第二項ただし書中「政令」を「運輸省令」に改める。

第九條中「公益事業令」による電気事業会社を「電気事業法第二條第六項に規定する電気事業者」に、「政令」を「運輸省令」に改める。

第二十八條第一項第一号及び第三十一條ただし書中「政令」を「運輸省令」に改める。

第七章中第四十三條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十三條の二 この法律に規定する気象庁長官の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長又は海洋気象台長に委任することができる。

2 前項の規定により管区気象台長に委任された権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を地方気象台長に委任することができる。

第八章 建設省関係

(河川法の一部改正)

第四十二條 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十八條中「河川管理者である」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十三條 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十條」を「第四十條の二」に改める。

第四章中第四十條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十條の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(道路法の一部改正)

第四十四條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九十七條の二中「道路管理者である」及び「(第二十七條の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行つた権限を含む。))」を削る。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第四十五條 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第二項中「同項第一号から第三号まで」を「同項第一号又は」に、「第十七号又は第十九号に掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては道路の占用

で道路の構造又は交通に及ぼす支障が少いと認められるもので政令で定めるものに係るものを、同項第十七号に掲げる権限にあつては道路法第四十七号第二項の規定に係るものを除く。』を「に掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るものに限り。)」に改める。

第七号第二項中「第二号、第七号若しくは第十四号」を削り、「第七号の三若しくは第十四号(道路法第四十七号第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)」を「若しくは第七号の三」に、「第七号の三又は第十四号」を「又は第七号の三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第七号の二又は第七号の三に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

第七号第十九号中「若しくは第十四号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十四号(道路法第四十七号第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)」を「又は一般国道に係る同項第七号の二若しくは第七号の三」に、「第七号の三又は第十四号に掲げるもの」を「又は第七号の三に掲げるもの」に、「又は第十四号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が同項第七号の二、第七号の三又は第十四号(道路法第四十七号第三項の規定に係る部分に限る。)」に掲げるもの」を「であるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が同項第七号の二又は第七号の三に掲げるもの」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第四十六号 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十一項中「主務大臣の承認を得て」を削る。

(日本住宅公団法の一部改正)

第四十七号 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十一条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十一条第二項及び第三項中「定款の定めるところにより」を「総裁の定めるところにより」に改める。

第九章 自治省関係

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第四十八号 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を削る。

(消防法の一部改正)

第四十九号 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を削る。

第四十一条第一項第三号中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

第四十四条第三号中「第十五条第二項」を削る。

第四十五条中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六号、第八号、附則第十七項及び附則第十八項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第三十九号、附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十五項(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四十六号の改正規定を除く。)の規定は公布の日から起算して三月を経過

した日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の質屋営業法第十五条第一項の規定による承認に係る帳簿については、第一条の規定による改正後の質屋営業法第十五条第一項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の古物営業法第五条第一項の規定によりされている営業所の管理者の廃止の許可の申請は、第二条の規定による改正後の古物営業法第五条第二項の規定による営業所の管理者の廃止の届出とみなす。

4 第二条の規定による改正前の古物営業法第十九条第一項の規定による承認に係る帳簿については、第二条の規定による改正後の古物営業法第十九条第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に締結された契約に基づく旧増金附貯蓄の取扱に関する法律第二条第二項に規定する割増金附貯蓄については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に第三十条の規定による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第十三条ノ二ただし書の規定により農林大臣がした処分は、第三十条の規定による改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第十三条ノ二ただし書の規定により都道府県知事がした処分とみなす。

7 この法律の施行前に第三十三条の規定による改正前の計量法第六十四条第一号の規定による改正後の計量法第六十四条第一号の規定による届出とみなす。

8 この法律の施行の際現に計量法第八十一条の二の指定を受けている者の指定の有効期間については、第三十三号の規定による改正後の計量法第八十一条の八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 第三十九号の規定による改正前の航空法(以下「旧航空法」という。)第二十号第一項の指定

無線通信機器の検査及び使用については、これを装備する航空機が航空運送事業の用に供する航空機以外の航空機である場合に於ては第三十九号の規定の施行後同条の規定による改正後の航空法(以下「新航空法」という。)第十号第一項の規定による耐空証明が行なわれるまでの間、これを装備する航空機が航空運送事業の用に供する航空機である場合に於ては第三十九号の規定の施行後新航空法第十号第一項の規定による耐空証明が行なわれ、又はその指定無線通信機器に關し航空法第四十条第一項の整備規定を定め、運輸大臣の認可を受けるまでの間、なお従前の例による。

10 第三十九号の規定の施行前に旧航空法第二十二号第二項の規定により行なつた航空機乗組員免許及び同法第三十一条第二項の規定により交付した航空免状は、それぞれ新航空法第三十一条第一項の規定により行なつた航空機乗組員検査証明及び同条第二項の規定により交付した航空機乗組員検査証明とみなす。

11 第三十九号の規定の施行前に旧航空法第二十二号第二項の規定によりした航空機乗組員免許の申請は、新航空法第三十一条第一項の規定による航空機乗組員検査証明の申請とみなす。

12 この法律の施行前又は第三十九号の規定の施行前にした行為並びに附則第五項の規定により従前の例によることとされる割増金附貯蓄に係るこの法律の施行後にした行為及び附則第九項の規定により従前の例によることとされる旧航空法第二十号第一項の指定無線通信機器の検査及び使用に係る第三十九号の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

13 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項第十九号の五を削る。

第十二条第一項第五号を次のように改める。
五 削除

(農林省設置法の一部改正)

14 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十九号及び第十一号第十号中「及び装師」を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

15 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の四中「及び航空機乗組員の免許」を削る。

第二十八号の二第一項第五号中「及び航空機乗組員免許」を削る。

第四十六号第一号中「次号において」を「以下」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 港内海の海岸保全施設に関する国の直轄の土木工事の施行及びこれに伴う海岸保全区域の管理に關すること。

第五十五号の二第四号中「及び航空機乗組員免許」を削る。

(建設省設置法の一部改正)

16 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号の二中「及び道路の国の直轄の維持その他の管理」を「道路及び海岸の管理及びその監督」に改める。

(開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法の一部改正)

17 開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「債権管理官(国の債権の管理等に關する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第六條第一項の債権管理官をいい、同法第七條第一項の規定に基づきその債権の管理に關する事務を行なう都道府県知事又は都道府県

吏員を含む。)」を「歳入徴収官等(国の債権の管理等に關する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第十一條第一項に規定する歳入徴収官等をいう。)」に改める。

(国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律の一部改正)

18 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等(国の債権の管理等に關する法律第十一條第一項に規定する歳入徴収官等をいう。次項において同じ。)」に改め、同条第三項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

19 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号の項を次のように改める。

(内) 削除

(預金等に係る不当契約の取締に關する法律の一部改正)

20 預金等に係る不当契約の取締に關する法律(昭和三十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号を削る。

第四号中正誤

へ 段 行

誤

正

一 四 二 一 〇

規案

規格

昭和四十五年四月四日印刷

昭和四十五年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局